

## 肥前国産物絵図（部分図）

水野唐津藩士・木崎攸軒描く産業精密画

正確な枚数通りとした。「九六の百」ともいう。七十二文を銀目の一匁として、一単位とすることをヌキとも称していだらしい。二匁すなわち「ヌキで」一四四文、一文銭九十六銭で「ヌキ半は同じく一四四文で同じ道理である。

唐津紙方の預り札を「七二札」あるいは「七三札」と称した。

以上が『産物絵図』にててくる唐津藩の産物の主なものだが、この絵図からは農業部門がボツカリと抜け落ちている。その他にも製蠟の原料である櫨実、肥料としての干鰯、それに酒造など、注目すべき産業もあった。

### （三）木崎攸軒

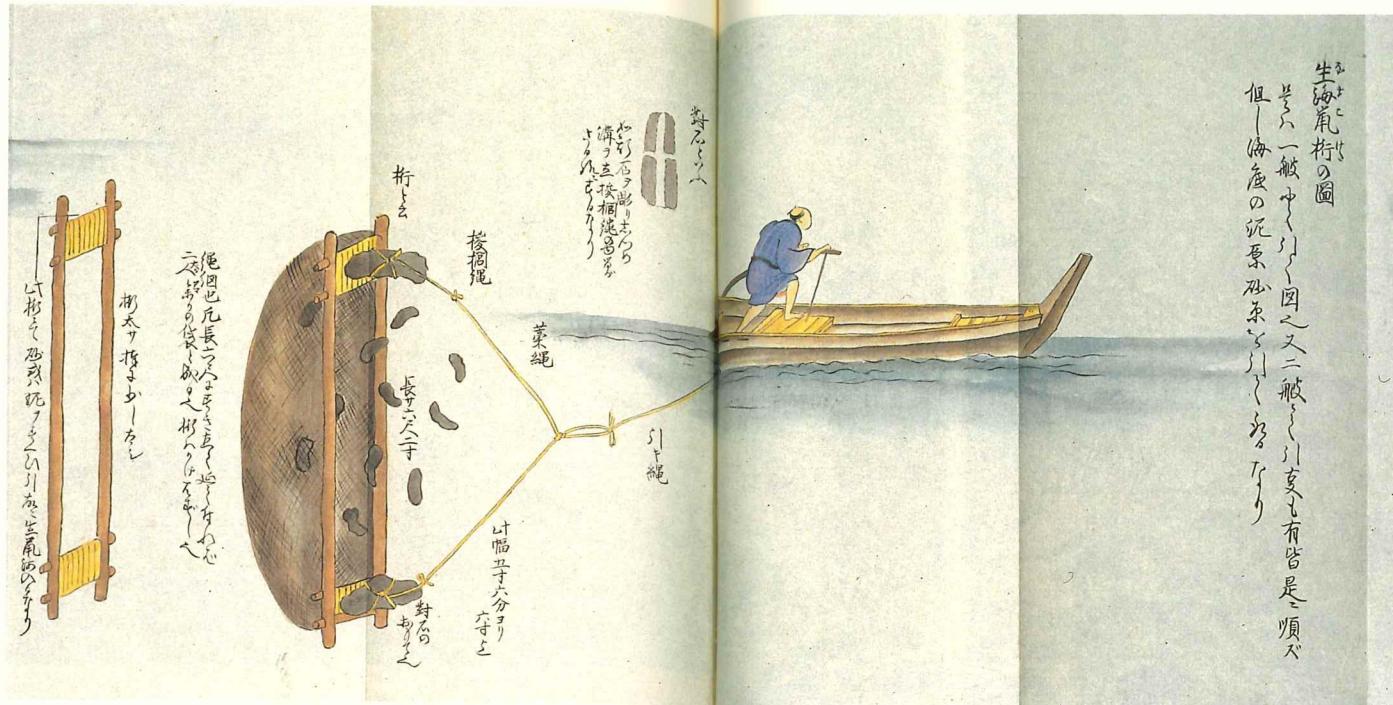
『産物絵図』の筆者木崎攸軒の通称は源五左衛門、実名を盛標と称した。宝暦七年（一七五七）隠居して攸軒と号し、家督を譲つた源五左衛門の唐津転移に従つて来唐した。唐津では隠居の身ながら足輕の諸稽古を指南していたが、もとは百五十石の馬廻役であった。彼がいつ、どこでこのような絵と本草の知識と技能を得たのか不明だが、水野家には、そのような文化的伝統があつたものか。彼は寛政四年（一七九二）九月、八十一歳で没し、菩提寺は十人町の法蓮寺である。

注 本草 = 薬草を中心とした博物誌のこと。



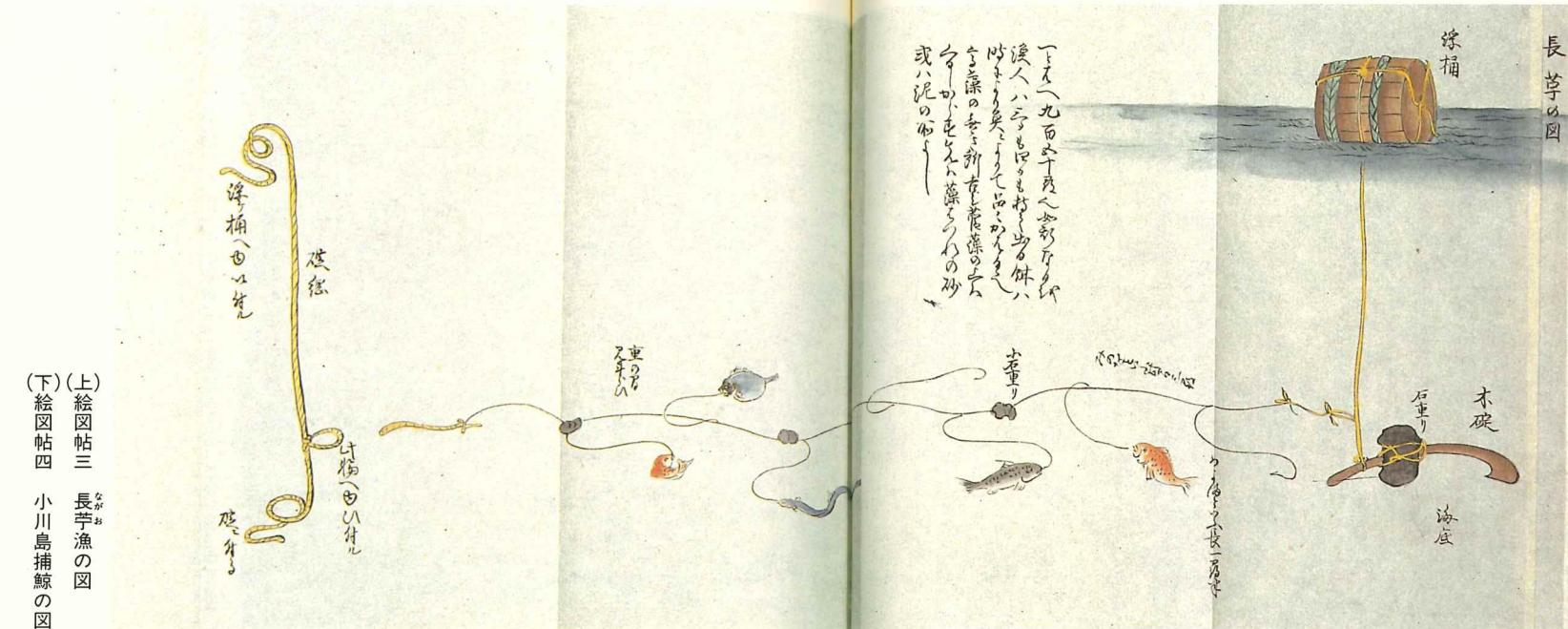
(上) 絵図帖一  
馬渡島の馬牧図





(上) 絵図帖三  
(下) 絵図帖二  
馬渡島の鷹の雛捕りの図  
生海崖航行の図



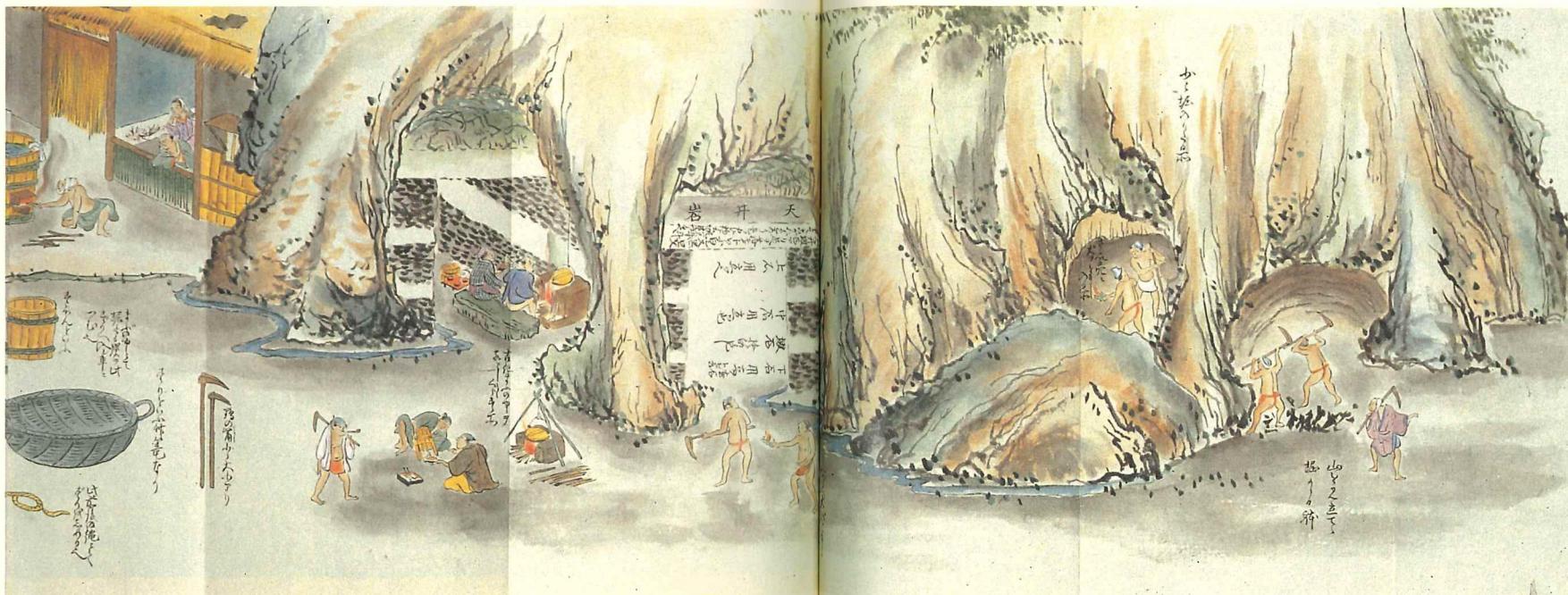


冰主の功からえりゆう千葉へ

橋舟に舟体を後退する  
手をもとひきし

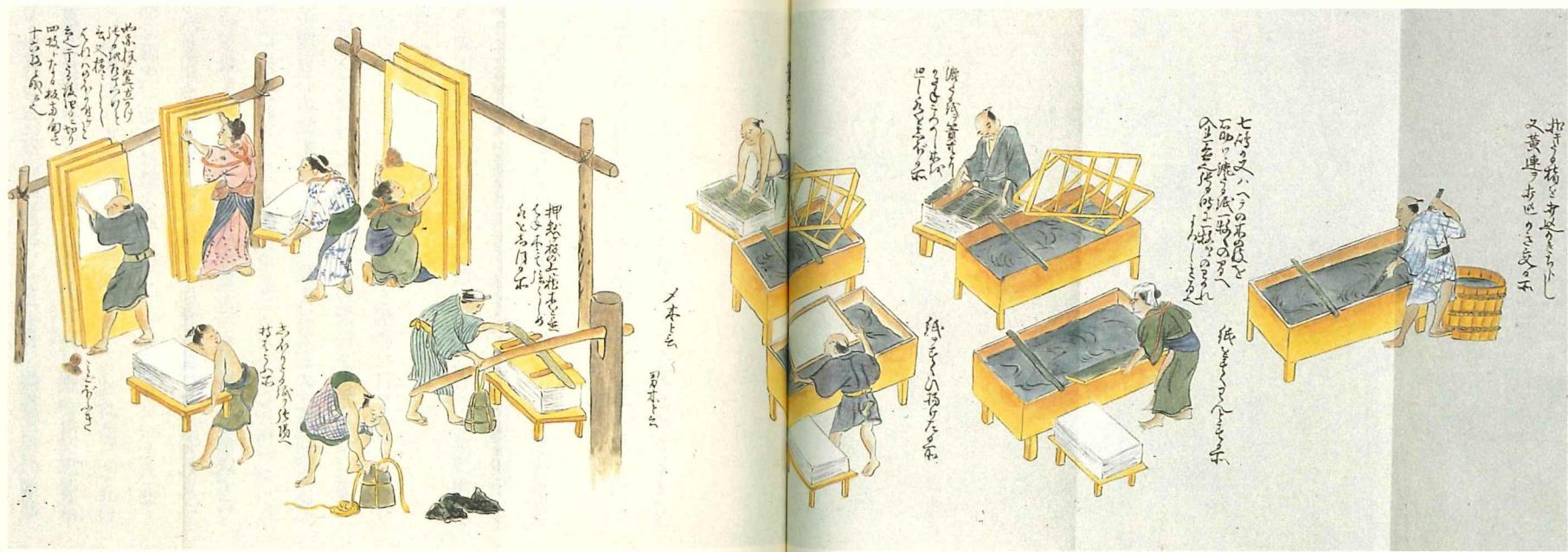


(上) 絵図帖六 海女の潜水漁の図  
(下) 絵図帖七 石炭山の図





絵図帖七 焼き物窯の図



絵図帖八  
紙漉きの図

## 八 忠光の襲封とその政治

文化二年（一八〇五）五月七日、忠鼎は最後の参勤に唐津を出立して江戸に向かい、六月十日、無事江戸の藩邸に入り、八月八日には老化と病気を理由に辞意を表明、九月五日隠居して、家督を嫡子の忠光に譲った。忠鼎六十二歳、忠光三十五歳の時であった。

忠光は明和八年（一七七二）八月二十日、江戸三田の藩邸で誕生、幼名は織之助という。天明五年（一七八五）八月、初めて将軍家斉に御目見得を許され、同年十一月十八日の定期叙爵で従五位下、中務少輔に任ぜられた。天明八年（一七八八）四月、妻を娶り、以後、唐津城六万石の家督を相続した文化二年までに八男三女を挙げている。

先代、先々代ともに他家からの養子で、先々代の忠任は千四百石の旗本の二男坊、先代は大家の二男坊だが全体に寛和の気性で、いずれも万事控えめに、政事はもっぱら老臣任せで、大過なく藩主の重任を果たした。忠光は性剛烈で、群臣の畏服する事大形ならずといわれた。一藩の世子として、長い間藩治を醒めた目でみていたのではなかつたか。

文化三年（一八〇六）二月、中務少輔を和泉守と改め、初の御国入りに江戸を出立、四月二十二日、無事唐津城に入った。これに先だち前年十二月一日には、文化三年から五カ年の儉約勵行が命ぜられたが、これは享和元年（一八〇一）以来の儉約令の続行であつた。また家中への渡し米もこの年から百石四割引きとなつたが、翌四年にはさらに五分増しの四割五分引きとなつた。

忠光は唐津入部の直後に、今後の政事は巨細の別なく日々自分に報告し、指図に従うよう老臣一同に命じた。二本松義廉が先例と称して、細事は我々に一任されるよう申し上げたが、先例にかかるこ

### 領内巡視

とではないと老臣の権威を押えた。ついで二本松を閑職に追い、二本松が改革した検見の方法を元に戻した。文化三年（一八〇六）五月には、忠光は領内巡視を自ら実施すると郡奉行に命じた。（『水野家文書』写）

#### 「郡奉行へ

「此度御領分御巡行遊ばされ候御趣旨は、諸民の人氣、田畠の模様、山林の深浅等に至る迄、巨細に御承知遊ばされ、強民は素より、弱民に至り候ても力附け、農業専ら出精致し、諸用捨は上がり、諸拝借等相納め、新田畠も追々打ち開き、御収納高も連年博長いたし候様思召しに付き、急に御巡行遊ばされ候ては、その詮もこれなく候えば、御道法は五里以下に限り両三夜あての御泊りにて幾度も御出輿……」

（文化三年  
寅五月）

文化二年の秋は夏以来の無類の干ばつで、作柄は悪く、そのために検見、皆損、立毛劣などの願いで、それぞれに引き方が認められ、それでもなお難渋の村には拝借が許され、御救米の給付も行なわれた。忠光の領内巡視で、地方のしまりも正され、このころ不漁続々で難渋を訴えていた浦方も、文化四年春には仕法が改められた。

文化四年（一八〇七）十一月には、一十六カ条からなる「御規定書」が定められ、藩士の服務規律を厳格にし、藩主に帰一する家中の階層的秩序も再強化しようとした試みた。老臣たちの專横で、藩政に緩みを感じていたものだったのか。

### 大坂借財一万四千両

新規の借財であり、古い借財は永年賦返済でいちおう話はつけられていた。文化四、五年の作柄は良かつたとみえ、六月には六千七百両が返済され、暮れには二千両の返済が見込まれる状態であったが、文化六年の秋は再び凶作となり、その被害は八千五百十一石にも達した。このころ、日田代官の羽倉権九郎を通

して、土井、水野の交代時に引き揚げられた旧唐津領一万石の、怡土、松浦両郡の土地を唐津藩の支配に下さるよう働きかけたが、不発におわった。

**朝鮮通信使** 文化八年五月には、朝鮮通信使の応接が対馬の厳原で行われ、日本側の正副使はじめ、数千の幕府対馬に来る 役人以下が呼子から渡海した。そのため筑前からの唐津街道筋は大変な混雑で、『太閤の高麗討ち入り以来のできごと』と、土地の者は評判した。

唐津の地は、鍋島、黒田、松浦の外様に囲まれた譜代大名の治所で、藩主には、これらの目付役としての自覚を促されたものらしい。忠光は藩士に特命して、博多の一朝軒に入門させた。一朝軒は普化宗の寺院で、虚無僧寺であった。藩士を虚無僧に仕立てて諸国を巡回させ、情報を集めさせていた。一朝軒の唐津出張番僧所が十人町に残っていたが、土地の人からは気味悪がられたものであつた。

**忠光隠居** 忠光の政治は七ヵ年、四十二歳で隠居し、嫡子の忠邦に家督を譲った。病身だつたのか、他に理由があつたのか。彼が追放された一本松義廉が、忠邦の代に復活して、藩の勝手方を任せられているので、問題があつたかもしれない。

文化十一年（一八一四）三月一日、江戸青山の別邸で没した。享年四十四歳。追号・徳照院観巖宗俊大居士。忠光は深く唐津の風土を愛し、山水を



水野忠光公の石塔（唐津市大石町雄嶽山）。碑面に「故唐津城主水野織部正諱忠光公之位」と銘あり。

賞した。たまたま藩士の中に、岡崎を称するものがあると、「ここには先代土井氏の墳塚もあるので、私の精魄も永くこの地に留まって、この地を守護したい」と、心の中を語ったという。忠邦は父の遺志を尊重し、日ごろ身につけていた御剣と御衣とを唐津城南の雄岳に埋め、墳墓とした。（『丕揚錄』）

## 九 忠邦の襲封と浜松転封

### 忠邦入部

忠邦は忠光の二男、長男は早世した。寛政六年（一七九四）六月二十三日、江戸藩邸で生まれ、通称を於菟五郎といった。文化二年（一八〇五）九月、忠邦を名乗り、嫡子となる。文化四年八月、初めて将军家斉に御目見得し、同年十二月、従五位下に叙せられ、式部少輔と称した。文化九年八月五日、唐津城六万石の家督を相続し、翌六日和泉守と改めた。同年八月二十三日、初の御国入りのため暇をいただき江戸を出立、九月二十九日、唐津城に入った。当日は唐津供日なので、町方では「曳山」を披露して歓迎の意を現した。当時はまだ一闇張りの、現在のような曳山は存在していなかった。

同十一月十五日、二の丸御館の大書院に、御目見得以上の家中を集めて御直書を申し渡したが、その中で「自分はまだ若年の身で家督を引き継いだため、万事に行き届きであることを痛心している。汝らは予の心を深察して、実意を以て事に精励し、文武両道を専ら嗜むようにせよ」と辞を低くして、協力を求めた。當時忠邦は十九歳であった。

**注** 直書=直状ともいう。將軍、大名が直接署名して発給した文書。

そのころ藩の財政は、家督相続の披露や、御国入りで出費がかさみ、九千三百七十一両の支出をさせられたといふし、一層と苦しくなった様子で、家中の渡し方引き分も、千四百から千八百石取りが四割引き、七百から一百石取りで三割五分引き、百から六十石取りで二割引き、五十から二十石取りは一割引き、十石取り以下は一割

引きというように引き下げられた。

### 忠邦幕閣をねらう

忠邦の政治は、二本松義廉の再起用で明らかのように、いつさいの藩政を老臣に任せ、自分は幕閣への参入をねらつたようだ。忠邦は文化十二年（一八一五）十一月には奏者番に任用され、同十四年九月には寺社奉行兼帶となつて、和泉守を左近将監と改めた。そして、その後の九月十四日、浜松城への所替えを命ぜられたが、所替えに際しては、領内の庄屋二名に因果を含め、転封反対のため江戸に差し向けたという。含むところがあつたと伝えられている。

水野氏は五代忠之の時、幕府の老中を勤めて、吉宗の享保改革に参画し、その功績で一万石を加増、六万石となつた。その後の五代九十年間は中央政治から遠ざかっていた。忠邦は、家門の名誉を第一と考え、藩政を考慮する余裕がなかつたものとみえる。転封に際し、一万七千石の地を幕府に上地するなどした行為は、藩の存在を無視した振る舞いで、当時の人は、

『領内を五十五年も煎じつめて、

濁り水野の、末はドロボー』

と、狂歌をよんでいた。

忠邦は、前後三回お国入り、通算して七百四十三日ほど唐津城に滞在している。しかしそれにしては、唐津になじみが少ない。（『水野忠邦』北島正元、吉川弘文館）

## 第七項 小笠原氏の時代

### 一 小笠原氏の唐津襲封

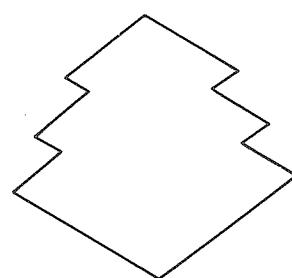
文化十四年（一八一七）九月十四日、陸奥国棚倉（福島県）城主小笠原主殿頭長昌（唐津藩第一代）は肥前国唐津城へ、唐津城主の水野左近将監忠邦は遠江国（静岡県）浜松城へ、浜松城主の井上河内守正甫は棚倉城へ、それぞれに転封を命ぜられた。このような、三者順送りの転封を「三方領知替」と称し、幕府がよくやる手であつた。

小笠原長昌 長昌は寛政八年（一七九六）十一月、棚倉城主の佐渡守長堯（ながたか）の五男として出生、長堯は十一男十女の子福者だが、早死したり、他家に養子にいったりして、長堯の引退時には長昌が嗣子の座に就いていた。

長昌の通称は初め篤三郎、後に津八郎という。文化八年（一八一二）十月、長堀の相続人として將軍家に御目見えをし、同十二月の定期叙爵で従五位下に叙せられ、主殿頭に任せられた。長昌と名乗るのは文化九年二月の元服後である。同年三月二十四日、長堀は引退し、即日棚倉六万石を相続。文化十一年二月には、当時の唐津城主水野左近将監忠邦の妹連姫を娶つた。

小笠原家の出自 唐津小笠原家は、小倉小笠原家の分家筋に当たる。小笠原家の始祖は源義光に発するという。

その末孫の一人が甲斐の小笠原という所で生まれ育つたので、小笠原の姓を称した。その小笠



小笠原氏の家紋・三階菱

原姓の子孫は代々、信濃国の守護を勤め、深志城（松本）にいたが、戦国の世となつて、所々に亡命した。後にその末孫小笠原秀政は徳川家康に仕え、天正十八年（一五九〇）の江戸入りに従つて下総の古河城二万石を預るが、この秀政の嫡流が小倉小笠原家であつた。

唐津小笠原家の初代は忠知といい、秀政の三男。寛永九年（一六三二）十月、豊後杵築で四万石をあてがわれ、正保二年（一六四五）七月には三河の吉田（豊橋）に移つて四万五千石を食はんだ。二代長矩、三代長祐を経て、四代長重に至り、元禄十年（一六九七）四月、大久保加賀守の後任として幕府の老中となり、武藏の岩槻に移つて五万石となつた。宝永二年（一七〇五）八月、さらに一万石の増加を受け六万石となる。五代長熙の代の宝永八年二月、遠江の掛川へ転封。六代長庸の後を七代長恭が三歳で家督相続し、延享三年（一七四六）九月、陸奥の棚倉へ転封を命ぜられた。棚倉は、落ち度のあつた大名の左遷の地といわれ、経済的には恵みの少ない土地柄だつたらしい。当時の棚倉藩は、近傍城付きの郷村で三万五千石、出羽の村山郡で二万石、伊豆の五千石を支配した。宝暦十三年（一七六三）四月、出羽の二万石は、内五千石が棚倉城・近辺の城付きとなり、一万五千石が近江国の中州、甲賀、蒲生の諸郡に移され、八代長堯の代の天明二年（一七八二）八月、伊豆の五千石も近江に移され、城付き四万石、近江国で二万石の体制となつた。近江二万石が棚倉藩の生命を支えた。主殿頭長昌は九代目に当たる。

## 二 水野氏の上知一万石

水野、小笠原の交代に際し、水野氏は唐津領郷村のうち、表高一万石、草高で一万七千石を幕府に上知じよちした。これまでも、領主の交代ごとに唐津藩の石高は減つているが、水野、小笠原の両家はいずれも六万石で変わりない。どういうことか。

水野が上知した一万石、あるいは一万七千石は、新田高として上知されたと伝えられている。水野、小笠原の交代時の唐津藩には、確かに拝領高六万石を超えて、一万三千三百七十三石余の草高があつた。しかし、その内の一万六千五百十石余は、拝領高検地以降、元禄三年（一六九〇）までの新田開発の高で、すでに村高とし本途に繰り込まれたもので、いわゆる新田とは言い難い。その余の草高は、二千三十八石余が元禄四年以降宝暦十二年（一七六二）までに開かれた新田高で、残りの二千八百二十三石余が、水野時代の宝暦十三年から文化十四年（一八一七）に開かれた新田である。

注 上知じよち：上地とも書く。あがりちとも読む。幕領として収公した土地。

### 上知したのは新田

水野氏は唐津藩の領内にある新田を上知したもので、拝領高一万石を上知したものではなく、新田高一万七千石弱が上知されたのである。彼は家督の拝領高六万石をそのままに、浜松城を受け取つた。一部の書には、水野氏は拝領高一万石を上知したので、五万石で浜松城に移つたが、別に何らかの理由で一万石を近江の国で与えられたように書かれたものがある。しかいすれにしても、後に来た小笠原氏が、拝領高六万石で入つてるので、拝領高の上知とは言いがたい。

新田の上知には、必ずその新田を管轄する大庄屋の了解、あるいは承認を要件とする定めがあつたかどうかは分からぬが、藩が年貢を担保に金を借りる際、大庄屋が保証した例は唐津藩にもある。まして、年貢の出所である土地を、大庄屋の了解なしに処分することはありそうにない、と一般の農民は思つたかもしれない。新田の上知を大庄屋連中が、何らかの形で承知していたのではないかと、疑つたのも不思議ではないようと思われる。

水野氏の伝記には、実収が二十万石から二十五万石の大名に匹敵した唐津藩から、十五万石程の大名の実収し

かない浜松藩に移ったことを強調してはいるが、新田上知の実体を書いたものはない。唐津での新田上知の真意は、後の幕府での上知問題による失脚につながるものがあるようと思われる。

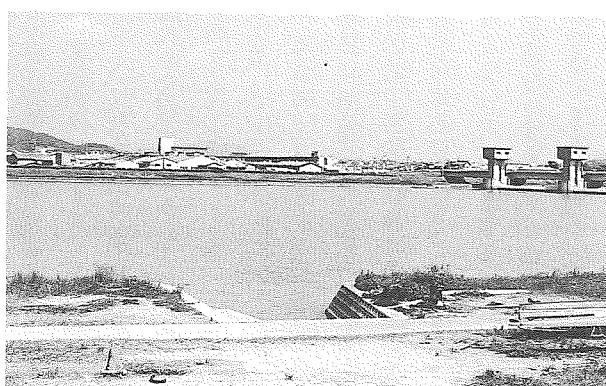
### 三 大渡寄せ（大土井一揆）

大渡とは松浦川の渡し場のこととて、和多田大土井と西原との両岸の地名であった。その位置はおおよそ、現在の潮止めの線である。

「大渡寄せ」というのは、和多田側の大土井に寄り合つた、農民一揆のことを指す。

農民の庄屋不信の上知のため生じた農民の庄屋層に対する不信であつた。水野氏と同様の、六万石の格式と規模を維持し、そして幕府への公務を果たさねばならないのに、水野氏は勝手に一万七千石を上知したので、残りの減少した収入でこれを賄わなければならなかつた。その結果よせが農民の肩にかかってきたわけで、このようになつたのも、庄屋連中が自分のことだけ考えて、農民の身になつて万事取り計らわなかつたということからであつた。

水野時代の藩の実高は、本途高と新田高の合計は八万千七百七十石一斗五合であつた。この内から一万六千九百二十五石二斗六升三合が上知されたので、小笠原氏の実高は六万四千八百四十七石八



松浦川。向こうが和多田側の大土井あたり。

斗四升二合となつた。しかもこの実高の内、課税対象から控除されるものとして、

一、二百五十五石 朱印寺社領。

一、九十石 郷足輕給田。

一、五千九百九十二石三斗七合四勺 村々畝辛明地。

一、二千五百二十九石四斗九升五合 山崩、水洗、溜下、川成、道代。

一、二百六十八石五斗 村々庄屋給。

などがあり、その計一万九百五十五石三斗二合四勺を差引くと、正味五万三千八百九十二石余となる。もつとも、この他にも隠田や一毛作の畠地がかなり存在したと思われるが見当はつけ難い。

大土井一揆に先だって、上知反対の嘆願が庄屋中心に行われていた。文政元年（一八一八）の六月二十三日、郷村引き渡しの前にその動きがあるのは、引き渡し以前にその情報が伝わっていたことになる。いずれにしても、引き渡し当日、領内大庄屋二十三名は連名で、日田代官あてに善処を要望したが、代官には何の権限もなく、むしろ小笠原家を通して、幕府の役筋に願い出るのが筋道だと助言された。小笠原家を通じては期待できないとみた大庄屋は代表を江戸表へ差し向け、直接要路に嘆願しようとしたが、取りあげられるはずはなかつた。

農民、大土井に集合

文政元年（一八一八）の十月二十五日から二十六日にかけ、農民千人余りが鏡村から東山田

村の辺りに集合して、上知反対の行動に向つた。うわさでは、領内各村から名頭、惣代を除いて三、四名あて寄り合うよう、村々の手使を通じて触れ回り、城下の水主町からも四、五人の代表が出た。この時は代官手代が何とか説得して、一応解散させたが、十一月十四日の昼ごろからは和多田の大土井に諸方か

ら農民が集まり始め、十五日の夕方には三万人近くが集合したと、『鏡郷組記録』にある。三万人とはいさきか大きさであつたろうが。

急を聞いて郡代の稻石祐右エ門が現地に向かい、近くの和多田茶屋に農民代表九人を呼んで要求を聞いた。その要求とは、

一、村々の庄屋職を取り上げられたい。

一、庄屋一代限りの沙汰があつたとき、百姓の印を盜用して庄屋相続の旧慣を主張した。

一、城主への献金を百姓小前にも割り当てた。

一、一万七千石上知に庄屋が加担した。

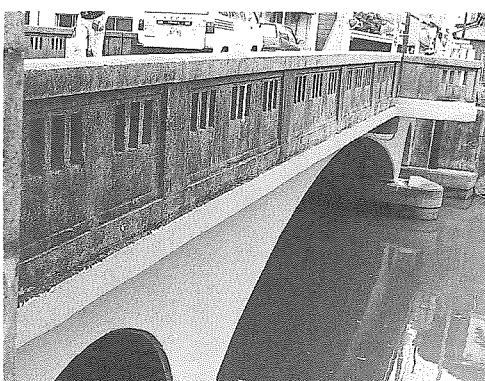
など、庄屋への不信を訴えた。なお詳しく事情を聞くと、詳しく述べ難いので、後刻文書にして差し出すと引きあげた。その後「恐れ乍ら、願い上げ奉る口上の覚」と題した書付けが提出されたので稻石郡代はこれを一読し、「願いの筋は聞き届けるので解散して、村々へ引き取るよう」に促した。農民達は、それでも引きあげそくにもなかつたので、稻石郡代はいら立つて、持ってきた槍の鞘を払つて、「願いを聞き届けたのになぜ引き取らぬか、引き取らぬなら千人でも万人でも相手になつてやるぞ」と大声で叫んだ。これに対し、農民達もいきり立つてときの声を揚げ、日々に他領への逃散を言い募り、騒然となつた。代官手代や、警備に当たつていった郷組の者達も群衆に分け入つてこれを制し、だんだんに説得して、どうにか平静に戻すことができた。十六日の夜明けごろには参集の者も五万人に増えていたとある。一万も五万も、その違いは誰にも分からなかつたろうが。

不満爆発 そのころ、群衆の中から新たに願いの筋が出されてきた。すなわち、「刀町の油屋安兵エ、本町の米屋

清左エ門、及び紺屋町の仲仕頭久左エ門の三人を惣百姓に下し置かれ候よう」にと、日ごろの町方御用達に対する不満が爆発し、三人をふみつぶすということであった。群衆は、十六日の朝から市中へと移動を始めた。町方では、札の辻、町田口、名古屋口の三門を閉じ、札の辻橋上には町奉行の田上仲左エ門が手勢を率いて、魚屋町通りに詰めかけた群衆と向い合つた。大土井には郡代の中村甚五兵エが出馬して群衆の流れを制した。

魚屋町通りから外町一帯に入り込んだ群衆は結局内町へは入れず、一応天神山に集まつてときの声を揚げ、西に方向を変えて、西の浜を目指した。西の浜へは稻石郡代が出馬して、さらにだんだんと申し聞かせ、十六日の昼すぎには、ようやく農民は村々へ引き取つていった。

ところが翌十七日には鏡の宮の原に五、六百人の農民が集まつて來た。鏡郷組の者が様子を聞くと、北方の赤木、打上組の者で十五日からの集会に間に合わなかつた連中だった。郷組の説明を聞いて、それぞれに帰つていつた。郷組では用心のため、佐志まで見送りを付けたといふ。



現在の札の辻橋とその標札



たが内容に不明の点があり、また要求事項もはつきりしないが、参考のため掲げると。(『鏡郷組記録』)

「乍恐奉願上口上之覚

一、御代々、水野様御代迄、唐津六万石にて御公儀役、御物成<sup>ものなり</sup>、御納物等仕来り申し候、残り四万三千石の人高にては御公役並びに御用人足等相勤め申し候ては、御領中惣百姓難儀千万に相成り申し候。御上に於ても御不益の儀と存じ上げ奉り、惣百姓中も歎かわ敷<sup>ひら</sup>存じ奉り候。水野様御代の新地出来申し候儀も、百姓出精仕り、惣新田出来仕り候處、新御料に相成り候儀は惣百姓難儀に相成り、惣新田改め受け替え仕り候儀は、百姓共も子孫繁昌と存じ奉り候處、新地御料御引き揚げに相成り申し候ては、出来先も御座なく候。尚又民家偏り申し候えば、末々百姓共難儀に相成り申し候儀、古新地御引き揚げに相成り申し候儀も承り申し候えば、御領分大小庄屋、水野様御新地に相違御座なく候様申し上げ候て印形仕り候に付き、一万七千御料に御引き揚げに相成り候。夫に付き大庄屋兩人江戸表へ罷<sup>まか</sup>り越し申し候雜費迄も百姓に懸け申し候儀、近年諸式組元割り、掛物等莫大に御座候に付き、百姓取り続き兼申し候。御上様御不益に相成り候儀に御座候。如何様の事出来仕り候え共、御領分大小庄屋の飲み喰い等迄も惣百姓に掛け申し候ては、先々如何様の物入り等も掛け申し候哉と存じ奉り候。此度御領分大小庄屋献金申し候ても、惣百姓に掛け申し候。

是迄の通り庄屋が村々を勝手次第に取り計り申し候えば、末々の百姓共は相立ち申さず候。左様に御座候ては大切な御田地も乱れ申し候より外御座なく候。是迄、大小庄屋惣て身勝手なる費の儀は、色々と名目を付け、百姓に掛け申し候に付き、百姓難儀仕り候。村々庄屋の田地御引き揚げ遊ばされ、百姓共に御割り付け下し置かれ候はば、庄屋田地の分、一割増に御上納仕るべく候。御憐愍<sup>わんびん</sup>の上、惣て右願い上げ候。

申す通り仰せ付け下し置かれ候はば、有難き仕合せに存じ奉り候。これにより、御領分惣百姓中願い上げ奉り候。以上。

文政元年（一八一八）寅十二月

惣百姓共

同十五日、大小庄屋は会所に寄り合い、今日の状況では我々の立場もないでの全員退役を指示願いたいと申し出たが、当局の言い分は、「一揆<sup>一揆</sup>を起こした百姓の願いである庄屋退陣を聞き届け、その通りに大小庄屋を退役させること」があれば、公儀に対し相済まぬことである。今まで通り変わりなく勤めるよう」にとであり、慰留され、後に形ばかり<sup>ひつき</sup>塞<sup>ふき</sup>を命じられて終結した。ところが、農民総代はその後も、文政二年、五年と、しつこく上知された唐津領の下地を、幕府の役筋に嘆願した。上知された土地が、預<sup>あずかりどころ</sup>所として唐津藩に委託されたのは、この嘆願運動の結果だったかもしれない。

注 掛物<sup>さうもの</sup>懸物とも書く。江戸時代、口米・国益金・諸入用金など土地や人に課した諸費。

下地<sup>さへぢ</sup> したじとも読む。田畠・山林など領主の収益の対象となつた土地そのものをいう。  
預所<sup>あずかり所</sup> 預地ともいう。江戸時代、幕府が大名に管理を依頼した土地。

#### 四 入国当時の唐津藩財政

赤字財政の小笠原藩

小笠原氏の家中は、棚倉時代から七割五分の借米が行わっていたという。例えば高百石四十石五斗六升が差し引かれて、実際の手取りは十石一斗八升六合、俵で三十三俵と二斗八升六合となつた。また高十石四人扶持の切米取りで、本来の渡し方は米五石だが、その内から上納米として二石九斗五升が差し引かれて、実際の手取りは二石五升、俵で六俵と二斗五升となつた。

また一ヵ年の藩財政の收支を、文化九年（一八一二）から十三年までの五ヵ年間の、水野氏の実績から見積つて、収入を米二万五千九百七十一石一升五合二勺三才とし、金一千二百六十一両一分、銀八匁六分四厘六毛とした。米は年貢米、金銀は運上金等である。唐津藩の石高は六万四千八百四十四石三斗四升なので、年貢米の率は四割五毛となり、いわゆる四公六民に近いが、用捨引きなどの引き分が大きいので一概には言えなかつた。

いっぽう支出については、家中の宛行や扶持に一万五千六百八十石余と、城付きの船手、郷足整三百七十人余の宛行と扶持に千七百六十石余が支出され、その合計は一万七千四百四十石余となつた。宛行は、いわば給料に当たり、扶持は手當てといったものだ。

支出された宛行と、扶持の残りの八千五百三十一石余は市場に出されて金銀となつた。市場に出された年貢米の残りは、一両に一石二斗の割合で売りさばかれ、代金七千百九両余となつた。この代金収入と、運上金などの収入を合算すると九千三百七十両余となり、この現金で一年間の藩の経営が行われた。一ヵ年の経営支出見込みは、

金七百両余 船手入用一式。	金九百七十両余 海岸御備え向け諸入用。
金千五百両余 城郭諸施設、家中屋敷等營繕。	金四千五百十両余 城中、諸役所諸入用。
金二百両余 郷方仕置き諸入用。	金五千八百十両余 江戸藩邸諸入用。

金三百両余 大坂藏屋敷諸入用。	金三千五百両余 参勤等江戸道中金。
金六百両余 巡察等長崎警固長崎道中金。	合計一萬八千三十両余。

現金収入の合計九千三百七十両余だから、一ヵ年の不足は八千六百六十両余となる。文政四年（一八二二）正月の大庄屋どもへの書付けの内に「御勝手向きの儀、あら／＼承知のとおり、御旧領江州大津の手続きを以て、大坂表にて御借財これあり候上、御所替わり以来莫大の御借財……」とあり、不足の分は借財して、事を済ますほかにすべがなかつた。これでは当座をしのぐだけのこと。そのため御国益方を設けて、国産開発の積極策を採用することになった。

## 五 御国益方の設置

御国益方が御用人の長井莊司兵衛を頭取にして発足したのは文政二年（一八一〇）十月と思われる。十月十三日には領内の大庄屋が郡代所に召集され、郡代の原田所右衛門から御国益方「楮植付仕法」の口達書が渡された。

「当藩は六万四千八百石とは申せ、先代水野氏の時より一万七千石程も減地となり、これでは公務勤番の長崎に万一の事があつた時の御備えなど行届きかねるから、幕府へもお願い申しているけれども、棚倉以来の借財を返済する目途も全く立つてない。幸い当国は天産に恵まれ、海上運送の便がある。それに水野氏からも『楮はたいへん利潤が多い』と申し送りがあつて、楮の植付

けに勵んでもらいたい。利益金ができたら、まず御家中の屋敷の屋根をだんだん瓦葺きに替えていく、そうすればこれまで、茅や藁、なわ、竹などを城下まで運ぶため、ずいぶん苦労をかけていたが、その手間が省けるわけだが、それだけ農事に勵むことができて、自然収入も増すことになる。

その上、楮を植えたり手入れをする労賃は、藩の方でみるから現金が手に入るであろう。百姓の金まわりが良くなれば、町方も繁盛する。ここ数年の辛抱だから目先の苦しさに迷わず、先々の幸福を考えて精を出してくれるよう……」

という内容であった。

楮植え付けの年次計画は、

第一年目（文政四年）植え付け三百五十万本、その植え付け料千両、前年植え付けの楮手入れ年二回、賃錢は一本で一文の割で五百両、合計千五百両。

第二年目（文政五年）植え付け三百五十万本、植え付け料千両、手入れ料一年分千両、合計二千両。

第三年目（文政六年）植え付け三百五十万本、植え付け料千両、手入れ料三年分千五百両、合計二千五百両。

第四年目（文政七年）植え付け三百五十万本、植え付け料千両、手入れ料四年分二千両、合計三千両。

第五年目（文政七年）植え付け三百五十万本、植え付け料千両、手入れ料四年分二千両、合計三千両。

五ヵ年間で植付ける総数は千七百五十万本。そのための経費を一万両と見込んだ。

植え付けや手入れの人手不足については、武家屋敷奉公の男女五百二十人の内四百人を一時帰郷させ、また茅、

藁及び縄など納物に必要な人夫や、武家屋敷出入りの者までも動員する計画であった。

楮の紙方買上げについては、文政元年（一八一八）十一月の「奉歎口上覚」で、水野氏の時代より二割の高値で、伐り込み楮五万八千貫、末楮三千貫が農民方に請け負わされ、それ以外の楮は農民の勝手次第に処分されることになった。値段については十貫目で七三銭二十二匁ほどが農民方の希望であった。当時の市価は三十匁ほどしていたが、紙漉きとの関係でこの程度の希望となつたらしい。水野時代の楮の値段は、

元楮 極上 十貫に付き 七三銭拾五匁

ノ 中 十貫に付き 七三銭拾四匁五分

末楮 十貫に付き 七三銭八匁

その後、天保五、六年（一八三四～三五）ごろになつて八万貫楮の請け負いが始まるが、五ヵ年間に植え付けた千七百五十万本の結果らしいものは不明である。

文政四年（一八二二）六月には、「御国益方懸り櫛実買入座方」として町方の商人三人が任せられた。當時「市中晒蠟一ヵ年遣い高四千三百斤余」といわれ、十二月には、

「 覚

一、御仕組の櫛拂底に付き、新板場の儀相成らず候、櫛実此の上沢山出来候はば、其の時の次第により申し付くべく候。

一、他国より櫛入津の儀、座方の者へ申し出候はば座方の者当役所へ申し達し候節、聞き届け候迄入津申し付くべく候。

一、新御料御預所共櫛実御領内に入り込み候はば、是又右座方の者の外、一切取り扱い申す間敷候。以上

十二月一日

御国益方

国益方の櫨実仕法は蟻の生産を主目的としたものか、櫨実の移出を主目的としたものか、明らかでない。水野時代の文化三、四年（一八〇六～〇七）には、三十数万斤の櫨実を買い上げていた実績があるが、具体的なことは分からぬ。

ところで、楮にしろ櫨実にしろ、買い上げに必要な金が十分にある訳ではないので、金にかわる預り札の発行がなされた。水野氏の時代にも預り札が発行されているので、その例にならつたのかも知れない。

文政二年（一八一九）十二月二十八日の町触れに、

「此度郷方に御渡しの銀札は受け取り、預り置いてもよいが、通行させる儀ではない。取引にいたす分は苦しきらず。来る五月、代官役所において正銀引き替え。お渡しの銀札は三銀拾匁札、貳拾匁札、五拾目札、百目札の四種」と。

文政三年六月十七日の町触れに、

「紙方役所から去冬、郷方へ御渡しの錢預り切符、近日中正金引き替えするので、町方所持の分」として

「一、五十八貫六百七十目 惣町分

但、拾匁札 千三百五十四枚

貳拾匁札 二百八十七枚

五拾匁札 二百四枚

百匁札 四十七枚」と。

郷方にどれほどの札が渡されたか不明だが、そのうち、町方に流入した分がこれだけあつた。

預り札の発行元は紙方役所だが、それは名目だけで、蔵元の大根屋が実質的な発行元であり、一般には大根屋札と呼ばれていた。預り札はその後も毎年暮れの十二月に発行され、翌年の六月に正銀と引き替えられたが、文政六年ごろから引き替えが渋滞し、文政八年には新規の国札仕法がたてられた。

## 六 大坂廻米の減額と錢会所設置

文政四年（一八二二）正月二十八日、大名小路の御会所において、郡代から次の書付けが大庄屋へ渡された。

「御勝手向きの儀、粗々承知の通り、御旧領江州大津の手続きを以て、大坂表にて御借財これあり候うえ、御所替え以来莫大の御借財、殊に江戸表御入用向き月割り出し金等迄御頼み成され、右に付き御蔵元彼地御館入りの者へ仰せ付け置かれ候處、運賃雜費相掛り、御為に相成らず候に付き此度御談替え、御廻米減じ成され、御手賄仰せ付けられ候。殊に雜費ならびに利足（利息のあて字）等御領分へ御下げ成され候えば少しは潤いにも相成るべく哉。これにより町在へ御賄い金御頼み成され候。いづれも出精いたして相働き、御弁理に相成り候様取り計らい申すべ旨仰せ付けられ、尤も小前々々の者の内にも身元可成りの者共は相働き、出銀いたし置き、秋御年貢米にて御返済成さるべく間、得と申し談じ、出精いたさせ候。ならびに小前一統へ御用金同様の取り計らいに相成り候ては御主意齟齬いたし候間、能々勘弁いたし取り計らい申すべく候。委細は御勝手方御役人より申し談すべく候間、承知いたすべく候。此段申し渡し成され候。」

「御蔵元彼地御館入りの者」とは、國元からの廻米を受け取り、市場に出して現金化し、その金で江戸屋敷などの勝手元の会計を差配する商人のことであり、廻米先は大坂と思われる。依頼された賄金は三千両なので、米にしておおよそ一万俵といったところ。その米を地元で運用できれば、結構なことだが、運用に有利な市場がどれ

ほど成立していたかわからない。しかし、少なくとも藩の当局者には、中央市場への依存から、地方市場へと傾斜しつつあったものと思われ、それと、国益方の仕法を行うにも、かなりの資金が必要であった。これより前、文政三年（一八二〇）十月には、町奉行所からの内達で、総町から一千七十四両余の調達金が拠出されているが、この調達金の引き当てとして米八千三百俵ほどの手形が渡された。この調達金が何に使われたか不明だが、国益方等の新仕法の資金に使われていたかもしれない。

**注** 回米：江戸時代の米穀の輸送、またその米穀をいう。

依頼された賄い金三千両は領内だけで調達できず、浜崎や加布里の商人の力を借りて達成した。さて調達された金は、秋の収納米で返済予定だったが、その年の冬御手形で決済された。しかし同時に再び半高の借り戻しが行われて、この半高、すなわち千五百両は文政五年（一八二二）三月、錢会所から新規に発行されたと思われる七三銭札で返済された。錢会所は文政五年三月ごろ、御用達の出資七三銭三百五十貫程で米屋町に設置されたらしい。それまで、七三銭札は紙方仕組の楮代<sup>こじだい</sup>や紙漉貯<sup>しのぎ</sup>等に発行され、「預り札」として毎度回収されていたが、錢会所設置後は発行の動機も、藩の政策一般に及んで厳格な基準が失われ、この後、文政八年には七三銭一匁が三十文以下に下落し、「御札切り鎮め」が行われた。

御国益方の設置と同じころ、御産物方も設置された。御産物方では各種の産物を七三銭札で買い御産物方も設置 占め、領内外に売り捌いて利益を求めた。「国产の品、米・麦・大豆・菜種・櫟<sup>はせき</sup>・干鰯<sup>ほしか</sup>・煎海鼠<sup>いりこ</sup>・干鮑<sup>ほしお</sup>・石炭・綿実類共……右国产の品買入の方取締」として大庄屋や大年寄のほか、柏屋、糸屋、鬚付屋、米屋、油屋などの商人が産物方を命ぜられた。

またこのころ、物成の内から千俵あて五カ年、飢年御備えのため圃穀<sup>ばくこく</sup>が計画された。「若し万一、所替え等これ

ある時は、村々より差し出し候分は速に御返し」になるとあつた。圃穀は藩の収納するものであつたか。

**注** 圃穀：圃米・置米ともいう。江戸時代、備荒や米価調節を目的として枊<sup>くわ</sup>が蓄えられた。

## 七 長泰の襲封と財政の深刻化

長昌は文政六年（一八二三）九月二十六日、江戸藩邸で没した。二十八歳の若死にであつた。かねて脚気を患つていて、起居や飲食にも人の介護が必要であった。

唐津城主は長崎警固の重責を負っているので、城主本人の没後、嗣子が幼年であれば転封をさせられる。しかし小笠原氏は巨額の借財を持ち返済の見込みもつかないため転封の費用にもこと欠くありさま。また、正妻の水野氏には子がなく、行若すなわち後の長行は二歳になつた程度のため、幕府には届けていなかつた。小笠原家の家督をどうするかで、家中の大評定となつたが、その結果、行若を長昌没後の出生、未だ生存せぬ者として、出羽国庄内拾四万石の城主酒井左衛門尉忠器の弟鎌之助（長泰）を養子に迎えて家督を相続させた。鎌之助は文化三年（一八〇六）の生れ、家督相続の文政六年十二月二十九日は当年十七歳の青年であつた。文政七年正月十五日、初めて将軍家に御目見えし、一月十五日、御国入りの暇を頂戴<sup>かようだい</sup>、四月三日江戸を出立して五月八日入城、唐津城第二代城主となつた。鎌之助の叙爵は文政八年十二月十六日、この年の定期叙爵で從五位下壹岐守となつたが、文政十二年三月、佐渡守と改めた。

家督相続直後の文政七年（一八二四）正月、

### 高役金調達困難

「今般、殿様御家督仰せ付け蒙らせなられ候に付き、御乗り出し、引き続き御入部等の御入用金莫<sup>ばく</sup>大の儀に付き、御領分郷中の者共へ高役金三千両調達御頼み成され候、何分此節の処、厚く心配致し、右員数相働き、差し出すべく候。尤も御返済の儀は追つて御沙汰これあるべく候。右の趣申達候様、御家老中仰

せ聞けられ候。』

注 高役金・江戸時代、臨時に賦課された金錢。

しかし、大庄屋以下百方に奔走したが、三百両ほどしか調達できなかつた。これより前、藩の勝手方は文政六年から七年（一八一三）（一四）にかけ借り入れのための調達講を、郷方をはじめ、家中、寺社、町方に盛らせており、郷方で三錢二百八貫余、家中、町方などで三錢百四十三貫の計三百五十一貫余を借り上げていた。一両を六貫文で換算すると四千二百両余になる。このころの、唐津領民間の資金調達力は三千両から四千両の間であつたようだ。

また文政六年の末には本来正銭同様とされていた三錢札の通用が二割引きとなり、あるいは在方から町方への出奉公や日雇い稼ぎが増加したため農事にも差し支えて、在方一同容易ならざる儀と、文政七年（一八一四）の春からは厳しく人口の出入りを取り締ることになつた。口銭上納を名目とした牛馬大市が開かれたのもこのころで、牛馬の交易が盛んになつて、農家の牛馬所有も普及し、そのため経営も大きくなつて、徐々に農業の生産力が伸長していったようだ。

文政八年四月、「御切符御沈（鎮）仕法決定帳」というのが作成され、切符百三十三貫三百三十二匁、此の銭四千貫文。ただし当時運用三十文として、この分が回収され、十カ年の年賦で毎年八百俵ずつの米で償還されることになつた。この措置で、一匁七十二文の運用が回復したようだ。

注 切符・割符ともいう。江戸時代では証文・証判をいう。ここでは借り上げ証文のことか。

## 八 藩の借財三十三万両

領民に助勢頼み申達 文政九年（一八一六）十一月十二日から二十日にかけて領内の大庄屋を始め、庄屋、御得

意、名頭、五軒組頭を順次、二の丸御館に呼び寄せ、藩主始め家老以下の重役、郡代等が辞を低くして、「御勝手向き難渋に付き、その方共に助勢を頼む」と挨拶があつた。まさに破格の事態であつたが、このようになつた事情を、重役、郡代の連名で渡された「申達」には次のように述べていた。

「御勝手向きの儀、棚倉以来連年の御不如意にこれあり候処、去る文化十四丑年（一八一七）御得替え（所替え）仰せ蒙られ、翌寅年御引き越し入用金御才覚に差し向い候処、御旧借の分聊か宛、年賦割済に相成り候株も御新借銀に立て直し、かたがた御新借取り交ぜ莫大の御借財嵩に相成り、その上御先代水野様御領知の内御減地にて御引き渡しこれあり、御収納少なに相成り、これにより御暮し方、御借財毎暮の利拂いにも引き足り申さず、御家中諸渡し物御借り上げを以て御凌ぎ成され候え共なか／＼引き足り申さず、その上吉凶共に御物入れ打ち続き、弥増しの御新借り、利分滞り等にて、当春以来調べ立て候処、三十三万両の御借財と相成り、御蔵元差し引きも勘定相立たず候故、殿様御交代の御旅行も成られ難き程の御場合に相成り候に付き、御在所、江戸御役人共申し合い、大坂御屋舗へ出会い致し、食野吉左衛門へ御頼み込み成られ、夫より近江屋休兵衛、平野屋仁兵衛共に、三家へ一向申し談じ込み候処、三家より申し出候は、手堅く御規定立てさせられ、向後御相違これなく候はば、当年より向う拾ヶ年の間御年限相定め、三家にて御藏元仕るべく候。然る上は年々御不足に相成り候処、猶又御領分端々迄御収納米出し入れその外御借財向迄、明らか様に御打ち明け仰せ出され、殿様御手元を始めいよ／＼御僕約立てなされ候はば、極々必止の処を恐察奉り、御領分の在、町、銘々御国恩を存弁候者共より申し諭し、一ヶ月に一日宛の手業料、分限に応じ別成り上納物出来候はば、右御不足へ引き足し成るべし。御差し引き相立ち候上は、三家申し合い、御国益に相成候仕込み金等も繰り出し、御手摘要の上は御手仕込み等組み立て、右等の御利益を以て、拾ヶ年後不足の御手當に備え置き、尚又三家の外銀主共いよ／＼

手堅き御手並等見込み候へば、人気一致いたし、格外に仕法立方も申し談じ、いよ／＼御成り行き宜敷相成り、御安堵の御端にも相成るべく存じ奉り候。去り乍ら、御入国以後、色々御手違ひの儀共御座候ゆえ御領中にも中々一通りの御事には帰服する間敷哉に存じ奉り候間、何れ三家の内より老人宛罷下り、郷町の人気を承り、下々痛手に相成り候不益の事共申し調べ、それ／＼御相談申し上げ、何卒郷町一致仕り候て、御仕法相立ち候折柄、聊にても殿様の御為に相成り候儀は、不益の費を省き、御非常を救い上げ奉り度しと申す心得に相成り候はば、何程の御難渋にても御立ち直りに相成るべしと、三家の者共厚く持ち込み居り候。これにより殿様御公務の外、何事に限らず格外の御僕道立てなされ、目前下々迄御見せ成され候はば銘々恐伏し奉り、御立ち直りの糸口も相立ち申すべく存じ奉り候段、三家より誠に深切に申し談じ呉れ候に付き、その段当春御帰城遊ばされ候上、委細御聽に達し候處、食野より厚く申し談じの趣、御満足に思召し、それぞれ御役人共へ御僕約調べ方仰せ付けられ候處、三家に代わり食野忠助罷下り候に付き、諸向き御仕法の儀、御直ちに聞召しされ、此上御手元を始め、役所向き端々迄御取り締まり厳舗御僕約仰せ出され候。（中略）右躰迄仰せ出され、御頼みの儀は誠に能々の事と恐察し奉り、銘々忠心を以て申し上げ候様、端々の者迄得と申し聞かせ候様致すべく候、此段改めて相願い候也。

文政九年十一月

永江紋左衛門

百束九郎右衛門

高畠勘解由

西脇多仲

福田記太夫

右前段仰せ出され候趣、得と恐察奉り、御仕法相立ち、御永続相成り候様致すべく候、此段相願い候。

中村甚五兵衛

長谷川定右衛門

渡辺弥三左衛門

稻石金吾

借財三十三万両の内訳は、江戸で十六万四千九百九十九両余、大坂で十四万六千八百六十一両余、唐津で二万一千百十六両余であった。江戸においての借財が最も大きかったのは、棚倉という東国住いのためだつたか。大坂の場合は、最も大きい借財先としては、長崎屋与兵衛の銀二千百四十六貫余か、次いで近江屋休兵衛の千二百十九貫余である。食野吉左衛門、平野屋仁兵衛からは二百三十六貫余と二百六十五貫余に過ぎなかつた。

食野吉左衛門の食野は「メシノ」と呼ぶらしい。食「メシ」とだけ呼ぶこともある。和泉国岸和田領佐野浦の回船問屋といわれる。大船八十八隻、田地千九百石、金蔵三カ所の身上であつた。大名貸しの実績は目につくが、大名の藏元を勤めたり、また大名の勝手方に館入りした記録は見当たらぬ。

いずれにしろ、この時には食野はじめ、三家で唐津藩の財政を請け負い、三十三万両の借財を処置することになり、「唐津、江戸、大坂三ヶ所定用米金御仕送規定帳」が作られていた。「規定帳」では、文政元年（一八一八）以降五年までの実績から収入を見積もり、支出では、江戸定用、唐津定用、大坂定用の仕送額、さらに参勤や江戸在府中の幕府公務の諸入用、館入れの者への扶持米、借財の一部返済など、合計二万六千一百十両を見込んだ。

見積もられた収入は二万千六百三十両余なので、不足は四千五百七十九両余となる。不足の分を無償で、食野らが負担するわけはない。従つて不足の分を何で補つたかに興味が持たれるが、この不足を補い、できればさらに不足を超過する利益を期待して、御趣法方と交易所が発足した。

## 九 御趣法方と交易所

### 日錢寸志制の実施

御趣法方役所は大名小路の御会所、いわば唐津藩の総合庁舎といった所に設けられた。役所には郡代が実務の責任者として詰め切り、在町から藩庁への、一切の諸届け、願いの類も窓口を一本化して趣法方役所で処理し、これまでのように役所を引き回されて、うやむやにされることもなくなつた。また趣法中は、例によつて儉約令が繰り返され、藩役人の郷方出張に際しても各種の省略が行われた。例えば御代官出郷の折は、庄屋、名頭がそろつて案内したが、趣法中は名頭ばかり出役して、手間を少なくした。しかし、趣法方の主たる仕事は、日錢寸志の収納にあつた。日錢寸志とは、十歳以上六十歳までの男女はすべて一日二文ずつ、寸志といふ名目で趣法方役所に納めることで、文政十年（一八二七）元日から実施された。収入や資産の有無に関りなく、存在することだけで賦課された人頭税であった。町方には軒別に四文錢などという日錢徵収が行なわれたが、在方での日錢は、農民にとって、どのように受け取られたものか、当時では農民にも日錢が所持されていたものと思われる。

ところで、日錢二文が在方でどれほどの負担になるかおおよその計算をしてみると、当時在方の人口は四万九千人、その七割を日錢の対象とする三万四千三百人になる。日錢一日二文として、月で六十文、年で七百二十文となる。在方一年間の負担は二万四千六百三十六貫文となる。七二錢で三百四十二貫百六十六匁、九五金にて三千七百十九両二分余。

日錢二文の、在方負担の一ヵ年分は三千七百両余となる。この金額は、在方の資金調達力に近い。在方の資金調達力は三千両から四千両の間とみられた。

御趣法中は、浦方の諸網運上も一、二割方割り増し徵収していたらしい。浦方からは「御手問屋」に対し難渋しているので、町方の問屋にもどして欲しいと要求がでていた。文政三、四年（一八一〇～一二）ごろの産物方仕法では、紙座、櫨実座などと同じく、魚問屋を藩の仕組に取り込んでいたものと思われる。日錢寸志や諸網運上銀の割り増しと引き替えに、御手仕組の魚問屋の撤退を求めたものと思われる。

日錢寸志と並んで重要なのは御交易所の設置であった。御交易所は、前の産物方仕組を引き継いだものようだが、確かな資料はない。

「……田代寛作は江戸大坂御借財方居え合いの為度々罷登り、大坂表にて大根屋並びに食野久兵衛と申す者へ仕組方仕り、御交易所と申す御役所を御立て成され、右三人並びに銀主出張、諸産物の取り入れ方並びに国札仕組に相成り、御領分中異儀なく通用仰せ付けられ……」

との記録はあるが、田代寛作は文政十三年（一八三〇）の春、板木組の大庄屋から藩の勘定方に起用された者。交易所は文政十年の開設と理解され、文書中に「交易所札」の文字もみられ、酒まで取り扱っているが、全容はつかみにくい。前記の文書中に「……（交易所札）は大根屋札、食野札と同様出来、少しも滞りなく御引き替え仕り、買い入れの諸産物、諸押借銀その外御渡しの代銀残らず札にて御渡しに相成り、諸納銀、御運上等右国札にて納め方仰せ付けられ少しも異儀なく運用仕り候、右に付き、御仕組の産物大坂へ積み登り、正金にて請け取り御備えに相成り候に付き、御引き替え少しも御差し間へに相成らず……」ともある。

御趣法実施の期間は十ヵ年と決められていたが天保四年（一八三三）五月で中止になつた（後述）。理由は定かで

ない。また、食野吉左衛門ら三家は趣法約定の翌年即ち文政十年（一八二七）、銀主たることを辞任した記録がある。これが歳元辞任を意味するかどうかは分からぬ。交易所の成果も、全く分からぬ。（『岸田文書』）

## 十 日銭寸志の撤廃と長会の裏封

日銭寸志制に申上

（一八三三）十一月、領内の大庄屋中から「申上口上覚」（『岸田文書』）として、その後の藩財政について状況の説明を求められた。その内容は、

「……別納十ヶ年御頼み仰せ出され、何事も上下一致一和いたし、手を引き合い候様御実意御打ち明け仰せ出され候に付き、御大切の御場合と恐れ察し奉り、十ヶ年の内には御借財向きも略訳付き、往々諸方御仕送り向き等も滞りなく済ませなされ候儀と存じ上げ奉り、黙止し難く一同御受け申し上げ、丹精仕り申し候處、その砌は何事も御規定の通り御示談も御座候えども、年増しに御振り合い相替わり候様存じ奉り候。最初御勝手向き御打ち明け仰せ出され候儀に御座候えば最早年限半ばも過ぎ候事故、御勝手向き如何御立ち直り、且御満行の上は、如何体の御見当に相成るべき哉。訳等も委細に仰せ聞かせられ度。……」

この書付けはかなり長文のもので、水野氏時代末期の当局の地方取り扱いから、交代後の、小笠原氏の地方の取り扱いなど、及び領内の実態を詳細に書き上げている。例えは、

「……御得替え以来、御借り入れ御講、御札切り沈め、あるいは楮御植え付け、藍仕立て、鷄卵座、紙座、牛馬口銭上納大市、御買上げ楮他所直段に引き合い格別下直、引き続いて日掛け錢寸志御内達等追々仰せ出され候趣、それが畏れ奉り申し論し取り計り申候儀に御座候處、右の条々の内、下より出錢仕り候分、御領分中に融通致し候は、一同迄窮迫には至り申す間敷くと存じ奉り候處、年々相納め候金錢は皆他国へ向け御仕送

りに相成り候故を以て當時一統極々困窮仕り候哉に存じ奉り候。尤も申し上げ候迄も御座なく、身命さえ御上のものに御座候えば世財は勿論、御時柄心力を尽し、一同丹誠仕るべきは当然の儀に御座候。……」

書付けは郡代と用人に差し出された。「至極御聞き受け宜敷く」とみられたがその後は音沙汰もなく、そのうち年が明け天保四年（一八三三）五月を限りとして日掛け錢は中止された。日銭寸志の実施は正味六年と五ヶ月。しかしその錢の行き先、あるいは使途は不明のまま。御趣法方の最高責任者であつた百束九郎右衛門は解任された。

玄海町内の日

この日銭制が町内でも行われていた記録が『峰家文書』『松浦史』『値賀史』に記載されている。

錢寸志記録

小加倉村の十七歳の農夫留藏は、十五歳、九歳の妹二人、三歳の弟一人と、瘡毒（梅毒）で眼病のため仕事も出来ない三十四歳の伯父、それに病身の四十二歳になる母を抱えていながら、六人分、毎月三百六十文の日銭を徴収されていた。あまりにも哀れなため、伯父に対する分の日銭徴収免除方を名頭、庄屋、大庄屋連名で、御趣法御役所に願い出たが、認められなかつたようだ。

「以書付奉願候事  
（『小加倉村留帳』）

一、一人前 小加倉村

年十七 留 藏

ノ十五 妹 しも

ノ 九 妹 とめ

ノ 三 弟 熊太郎

ノ三十四 伯父平四郎

ノ四十二 母

六人 男三人女三人

右之者兼々貧窮之者に御座候處、去秋より伯父平四郎、瘡毒にて眼病相煩い候處今以て全快仕らず、相応の手業も相成り申さず、尚又母妹共に多病にて日々家業も相成り申さず、旁以て今日を暮らし兼ね難儀千万と存ぜられ候。

右平四郎日銭一人前、御免願い奉り候。右願い之通り仰せ付け下され置き候はば、有り難く存じ奉るべく候。此の段願い奉り候。

以上。

天保四年（一八三三）巳正月十八日

小加倉名頭 重吉

同村兼帶石田庄村屋

峰 儀三郎

今村組大庄屋

黒岩弥惣太

御趣法御役所

この年の正月から四月までの、小加倉村の総員八十人分として、毎月四貫八百文を納入していた。五月になつて七十九人分の納入となつたが、これは病人平四郎分の減額ではなく、同村の文作の母が死んだためであつた。とにかく十七歳の留藏は一人前の働き者として、家族の幼少、病弱にかわらず全家族分の人頭税を納めていたというわけだ。この冷酷ともみえる藩当局の措置は、棚倉以来の小笠原藩財政の窮乏ぶりを、示しているというものの、それは困窮の農民にさえ転嫁されていったといつてよい。

なお当時の小加倉集落の人口は、八十人しかいなかつたことが、この文献でわかる。

長会の襲封

天保四年（一八三三）七月二十四日には藩主の長泰が病気を理由に引退した。長泰は前年、参勤で出府したまま帰国せず、江戸藩邸で病床にあつたが、この様子では長崎警備の監察という重責が果たしがたいと、急に引退を表明したものらしいが、あるいは御趣法方の不手際に関係があつたかもしれない。長泰引退のころ、先代長昌の子長若（後の長行）も十二歳に成長していたので、十五歳以上と偽つて後嗣にしようとしたが、前に先代の遺腹の子として幕府には届けているので、十一歳にあたり、後嗣には立てがたく、そこで一族の小笠原彈正少弼の次男岩五郎（長会）を養子に迎えることとなつた。岩五郎の母は長昌の姉にあたるので、長若にとつては従兄にあたる。岩五郎の生年は文化八年（一八一二）なので、養子に入った時は二十二歳、天保四年（一八三三）九月一日、将軍家に御目見え、同十二月十六日、従五位下能登守に任せられた。天保五年四月九日、初の御国入りで唐津城に入った。

天災続発

天保三年（一八三二）は無類の干ばつ、同四、五年にかけては水害と虫付きで、天保の飢饉ん時期に入れる。特に天保七年は、享保十七年、天明三年（一七八三）に類する凶作で、郡中残らず田方改めが行われ、新田畠屋敷に寸志の別段上納が内達された。また天保七年の凶作は、八年春夏の暮しにも一同不安を感じいたが、夏になつて草の生い立ちもよろしく、この分では豊作と安心していると、八月中旬すぎには冷気が強くなり、九月九日から十四日にかけて北風が烈しく、蕎麦や野菜はだいぶやられ、田作りも前年の天保六年よりもよほど不作だった。天保九年は、七年の凶作にくらべ少しはよかつたが、年貢の不足は多く、佐賀、筑前の米相場に比べて唐津相場は八、九匁も高くなつた。天保十年の春になつて、他領から米が移入され、三月の末には五十八匁くらいまでになつた。当時の米の御触れ値段は、

天保元年	四十四匁	天保六年	四十五匁
〃	二年	三十九匁	〃
〃	三年	三十八匁	八年
〃	四年	五十匁	五十七匁
〃	五年	四十一匁	九年
〃			七十五匁
〃			四十匁
〃			十年

いざれも御買い入れ植段一俵につき七三銭札での表示である。

#### 十一 新銭札発行中止

天保六年（一八三五）二月十二日、家老の高畠勘解由の屋敷に、大庄屋の田代寛作、岸田安蔵、峯虎太など六人が呼び寄せられ、「御勝手向き御難渋の中、一昨年は江戸表では殿様の代替わりに加えて御物入り一方ならず、御暮し向きも六ヶ敷なり、大坂の蔵元も一昨年から江戸表に下つて心配し、當時六拾万両の御借財の由である」と事情を説明したうえで、一昨年の日銭寸志撤廃のあと、郷方からの借財七三銭で約三百四十貫の利払いが停止され、そのため大庄屋中から烈しく、復活を要求されていたが、以上のような事情なので、勘弁してくれと頼み込んだ。

先に三十三万両の借財で始まつた御趣法方が、ようやく一段落したこの年、またまた御借財六十万両という。藩当局の言い分も怪しいものだが、それが通る当時の世相も納得しがたいものがあるように思われる。それに引き換え、郷方からの借財、三銭で三百四十貫余というのは、両で言えば三千五、六百両であり、その利払いとして五朱利が御趣法当時の規定であった。五朱利は五分の利ということ。六十万両に比べると小さいことである。

新札もくろみ書  
家老の依頼に対し大庄屋中は、「御借り入れ金相納め居り候者も入々の子細等少なからず、仲  
ケ間一同当惑いたし、是迄も寝食を安んぜず勘考仕り候えども宜敷き考案も出来致さず、漸く  
別紙の通り新札もくろみ見候趣を申し上げ」書付けを差し出した。その書付け（天保九年『岸田文書』）は、

「新札目論見覚

新御切符

一、七三銭三百貫目

此利三拾貫 但年中壹割

但、在中御用達御立て、右三百貫御配賦仰せ付けられ候はば、如何様とも取り扱い、年々壹割の利足  
相納め申すべき事。

内

武拾貫目 拾五ヶ年に御切り沈めの積りにて壹ヶ年分  
拾五ヶ年分締めて 三百貫、

但、年々武拾貫目宛御切符納めに仰せ付けられ、その年御切り潰しに相成り候か、又は武拾貫目ずつ  
正金錢にて相納め、年々分御囲い置き、年満仕り候上、一緒に御切り潰しに相成り候かの事。

（以下略）

新御切符

一、三銭五拾貫目

これは右三百貫目引替金御手当として、別段に御摺出し、町方手堅き御用達共へ引き替え仰せ付けられ、

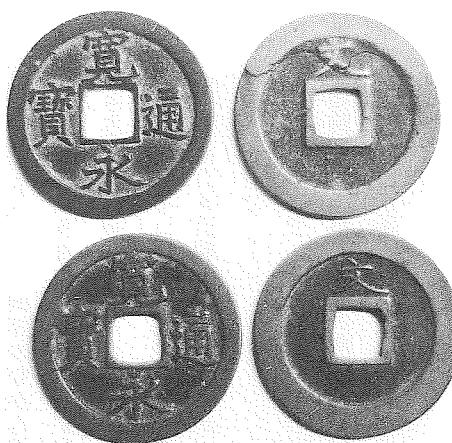
御渡しに相成り候はば引き替えの都合出来申すべく相察し申候、万一右高にて引替金不足 仕り候節  
は、三百貫の切符取り扱い候者利分の徳用も御座候事故、引替金都合仕り候様取り計らせ申すべく候、  
右五拾貫目の儀は兼て備え居り候事故、年満の上一緒に御切り沈めに相成り候事。（以下略）

当時は、相應の暮しをしているはずの者も帳面前ばかりで、困窮の者が多く、「正に通用の品を所持する者も御座なく、ことのほか不通用にて貸借の道も絶え、今日の取り計らいにも差し支えるほどなので、このたび何卒右の札御企て下しおかれ候様」と期待しており、札錢の不足で不便をかこっていた。しかし、結局は新規の札錢發行は見合わせられ、五朱利の代替え策として、借入金百両に付き米二俵ずつの割り米が実施されることになった。

## 十二 長和の襲封と巡見使の西下

能登守長会は天保七年（一八三六）二月十九日、肺患のため江戸藩邸で死去、急きよ養子を求め、三月二十五日、大和国郡山十五万石の城主松平甲斐守保泰の九男元之助を養子に迎えて、翌三月二十六日、正式に喪を発した。長会の享年は二十六歳、治政は僅かに二カ年半であった。元之助は文政五年（一八二二）の生まれなので当年十四歳、元之助は襲封のあいさつをかねて、將軍家に初の御目見えを済ませ、七月二十八日就封の許可を得て、九月二十一日初の御國入りをした。天保八年八月二十五日、従五位下佐渡守に叙爵。この日から長和ながわと称した。

ところで、前年初の御國入りの時は、元之助は元服前であり、



耳白錢 (文錢)

官位もなかつたので、恒例の御入部祝儀として献上されていた一カ組一貫文ずつの耳白錢は略され、任官の知らせがあつた十月二十二日、長和は在府留主中であつたが、二十貫文の鳥目が献上された。

注 耳白錢 文字錢の別称。寛文のころ、京都方広寺の大仏をくずして鋳造した寛永通宝銅錢。背に「文」の字を刻する。文錢ともいう。

### 巡見使

天保八年（一八三七）四月は、十一代将軍家斉が引退して西の丸に移り、家慶が將軍職を受け継いだ。天保九年三月、公儀御代わりの巡見使派遣が行われ、九州へは使い番の曾我又左衛門、小姓組の大久保勘三郎、書院番の近藤勘七郎がそれぞれ正、副、目付として任命された。

天保九年の幕府巡見使は、前年二月に大塩平八郎の乱が起きたため、かなり神經質になつていて、地方民間の動向をつかむことに重点が置かれたようであった。そのせいか、巡見使の西下で、水野氏が上知した旧唐津領では次に記す農民一揆が発生したのも皮肉であった。

天保の巡見使西下に際しては、巡見使の五島、壱岐、対島への渡海に備えて、船の用意をするよう唐津藩に命じてあり、そのため、正中丸という六十丁仕立ての、唐津藩最大の関船が新造され、また巡見道という新道が菜畑に開さくされた。そんなことで、またまた郷方から一千両近い御用金が借り上げられた。また、巡見使から、飢きんに備えての義倉団穀について質問されることを心配して、名頭、惣代、組頭まで呼び出して、積み高の仕法書を差し出すように命じた。天保飢きんの名がある通り、当時は義倉団穀などは、有名無実になつていた。

注 巡見使 江戸幕府が將軍の代替わりごとに全国各地に派遣した視察役。大名領を回る諸国巡見使と天領を

回る御預所巡見使があつた。

### 十三 天保の幕領一揆（五ヶ山騒動）

天保年間（一八二〇～）の松浦郡幕府領は、文化十四年（一八一七）水野氏が上知した旧唐津領の四十四カ村一万七千石で、その内、大川野筋、東川筋の十二カ村五千三百三十石が文政三年（一八二〇）に、十七カ村四千三百八十石が天保二年（一八二二）に唐津藩預所となり、残りの山内筋十五カ村七千二百九十石も、翌天保三年、唐津藩に預けられた。預所としての利点が、どれほどあったかわからないが、貢納関係は幕府側に保留されているので、せいぜい手間賃稼ぎといった程度だったか。支配権はいちおう、唐津藩に預けられていたが、具体的な預りの条件は明らかでなかった。

天保の幕領一揆は、この預所での出来事だったが、もちろん預所の農民だけの問題ではない。これより前、唐津藩の内部でも、不作続きで不穏の空気が充満していたが、預所農民の場合は唐津藩農民に比べ、行動がたやすかつたのか、たまたま幕府巡見使の西下に触発されたのか、大事件に発展した。

天保九年（一八二八）の幕府巡見使の西下に当たって、「此度の巡見に付き、格段の御趣意を以て、小前の者たりとも直訴候儀はいささかも苦しからざる儀にこれあり、かつ直訴いたし候とも咎め筋等はこれなく……」という口達がもたらされていたらしく、これを受けた格好で、日ごろ庄屋の不正や取り扱いに不満の預所の農民数人が下関まで出掛けて、巡見使を待ち受け庄屋排斥の願書を差し出そうとした。その後、筑後三池の柳河藩預所に巡見使一行の宿舎を尋ねて、唐津藩預所の農民が願書を提出したのが天保九年閏四月とあるので、巡見使の唐津入りはそのころだろう。閏四月唐津入りの巡見使は、預所の庄屋に会うことを避けて、農民四、五人だけを呼び寄せ、郡中の模様を詳しく尋ねた。五月一日には、唐津藩の預所掛り郡奉行が突然預所の村々を訪れ、庄屋宅に村内の農民全員を呼び寄せ、庄屋は除外して、庄屋の非分を思う存分しゃべらせた。その上で、願い事があれ

ば、庄屋は差し置き、直接唐津役所へ差し出すように指示したという。

いずれにしても、最初は巡見使も、唐津藩も、小前農民の側に立つた動きをしており、こうした状況を作った上で、巡見使は唐津藩に善後策を一任して去った。そこで、

「……向後の儀は都て、御預所役所より申し渡し候儀堅く相守り、一分相慎み、農業出精いたし候様、訴訟いたすべきの儀は追てそれぞれ取り調べの上、上の思召しを以て御沙汰これあるべく……」と口達した。

唐津藩、佐賀藩と天領の農民　唐津藩役人と庄屋と農民とは、いわば元の振り出しに戻った。これでは農民が日ごろ、恨めしく思っている藩役人や庄屋に対する不信が、一朝一夕で消えるわけではない。果たせるかな、

に戻る不埒ごととして、願書提出の主だった者を追求し始めた。六月二十三日、郡中総寄り合いが平山下村の五社権現で開かれ、藩の姿勢を批判して、この上は佐賀藩の力を借りるほかないと、翌二十四日、多久の小侍番所に介入を訴えた。その要旨は、

「一、唐津藩役人が一方的な強圧手段で、村々の首謀者と思われる者を逮捕しているが、これを中止させて欲しい。

一、庄屋の不正は不間に付し、百姓の訴えを悪いこととして、一方的に逮捕する片手落ちのやり方をやめること。

一、明細帳などの公用帳簿は、公開すべきなのに、封印して百姓にみせないというやり方はやめさせること。  
一、もし唐津役人が、この藩境まで逮捕にくるようだったら、小侍番所を押し破って、佐賀の城下まで強訴に赴くから、よろしくたのむ」などであった。

そこで、佐賀藩の役人は、しぶる唐津藩を説得し、唐津藩も農民の要求を入れ、農民は村々へ引き揚げた。しかし、唐津藩の役人は、もともと農民の要求を実行する気持ちがなかつたのでそのままにしていたために、いらだつた農民は再び所々に会合し、あるいは庄屋宅に押しかけて、庄屋の不正を摘発するなどの実力行使に走つた。農民の実力行動は、唐津藩役人がひそかに期待していたことだつたかもしれない。実力行使のたびに、藩の弾圧が繰り返され、九月に入つて再び佐賀領への逃散と強訴が、預所の御料の農民の間に始まり、九月五日付の記録（『秀島文書』）には、

「唐津預所より、御領百姓共召捕えのため、捕り方が村々に入り込み、又々騒動に及び、小侍御境目迄百姓共凡そ四百人ほどが逃れ来り、相集り居り候……」とみえる。この九月の逃散、強訴には前回六月と同様千三百人から千八百人が参加したといわれ、この際も佐賀藩役人と唐津藩役人の押し問答となつた。しかし今度は唐津藩も強硬で、容易には自説をまげず、その結果、事態は混乱を深めるばかり、秋の収穫期を控えて、唐津藩の立場は苦しいものになつた。このままでは、年貢米の取り立ても困難になる。こうした状勢の急迫から、やむをえず不正の疑いをかけられた五人の庄屋の解職と、この度の農民騒動の首謀者とされた田代村の名頭・大助以下の牢舎の者を放免することにして、農民を村へ帰すこととした。

さて、庄屋五人の解職は実行されたが、その後任は任命されず、また大助以下の放免は、なかなか実現しなかつた。それに比べ、年貢割り付けは旧態通りに一方的に行われ、農民が要求した実収の再検討は行われることがなかつたので、年貢の収納は順調に進まず、遂には唐津藩は年貢取り立ての強硬策にでた。佐賀藩に対しても、「百姓たちが年貢を納めようとせず、再び逃散、強訴にでる気配があるので、この度は決して取り上げることなく、それらの百姓は捕り押えてもらいたい」と申し入れたが、唐津藩からの申し入れに対して、佐賀藩からも「唐

津藩預りの御料百姓のことは、唐津藩の支配するところで、そちらの勝手次第ではあるが、逮捕等ため、一人も佐賀領へ逃げ込まぬ様」と念を押され、藩境の警備に大掛かりな手配を実施した。この佐賀藩の預所農民に対する対応の変化は、幕府勘定奉行からの依頼があつたためらしい。佐賀藩の同情を失つた預所農民は、唐津藩役人の追求をのがれて、藩境の金毘羅岳にこもることになつた。

#### 金毘羅岳攻防戦　金毘羅岳は広瀬村に属し、はじめ、広瀬村の農民

十数名が藩役人に逮捕されたおり、村民が残らず避難したところで、御料四十数カ村の避難二千人余がおいおい集り、大掛かりな木屋掛けをし、武器になる物を持ち寄り、山中の要所には穴など掘り、逆茂木を立てて籠城の構えをとつた。

そこに天保九年（一八三八）十二月の末ごろから、藩の軍勢が動員

され、山ふもとからの包囲攻撃が準備されて、その手勢は八百余人にもなつた。翌天保十年一月二十日、幕府勘定奉行からも指示があつて、一揆の鎮圧を催促してきた。佐賀藩にも一揆鎮圧のための協力が指示されて、六百余人の佐賀勢が小侍の番所付近で待機した。

金毘羅岳の攻撃開始は一月二十八日の正午と決定し、先陣の鉄砲隊が発砲して、農民三人がまず倒された。その後は、統制を失つた農民は鳥合の衆で、勇敢に立ち向かつた農民二十四人は捕えられ、佐賀領に逃げ込んだ八十人も佐賀勢に捕えられて、唐津藩に引き渡



金毘羅岳（厳木町広瀬）

された。捕えられた農民は總勢五百三十七人、このうち唐津の城下に送られた者は百二十三人となつており、金毘羅岳籠城の総指揮をとった日田竹田村無宿者・元三郎は弓町の牢屋へ、二十七人は刀町中ノ菊屋の酒蔵へ、そして九十四人は鷹匠町の御仕組蔵へ押し込められた。

一揆騒動の結末は、二年後の天保十二年十一月長崎奉行で判決があり、唐津藩預所は再び幕府直轄の郡代支配に返り、藩の郡奉行は役を追われて押込を命ぜられ、庄屋側は輕追放が一人、十ヶ村の庄屋十名が家財没収のうえ所払い、その他の庄屋は鎮方不行届で三貫文から十貫文の過科が課せられた。農民側といえば、その首謀者は判決前に牢死、ただし判決文は遠島、中追放、重追放となつていていた。また輕追放、田畠取り上げのうえ所払い、過科錢、吃度御叱りなど二千九百五十人が処分をうけた。一般にこれを「五ヶ山騒動」という。

注 押込 = 近世の刑罰の一つ。一定期間、自宅閉門のこと。

#### 十四 長和の「勧農書」布達と長国の襲封

幕領一揆当時、藩主の長和は在国中で、天保十年（一八三九）三月の、將軍からの領地判物朱印の下付に際しては、同姓の信濃守長武に代理出席を依頼した。その後四月ごろには参勤に出府し、八月には、江戸城西の丸が火災で焼失したので、その造営の助役を命ぜられ、手伝金九千両が割り当てられ、そのうちの四千両は、例によつて唐津領の郷方から拠出された。

天保十一年四月、参勤から帰国し、七月には「五ヶ年限節儉仕法」が布達され、翌八月には「勧農書」が公布された。節儉令は天保四年にも布達されているが、この度は節儉方御見廻りと称して、役人がしげしげと村々を巡回した。なお、安政二年（一八五五）にも節儉令が出された。

唐津藩は、打ち続いた不作と、預所での騒動で、一段と窮乏を深めており、これを打開するためには、単に奢

侈を戒め、儉約を実行するだけでは不十分のため、積極的な勧農策が必要であった。「勧農書」には初めに、「例年正月、村中を庄屋方に呼び寄せ、人別一家宛、米金出入りの大凡、家内人数、牛馬の有無、田方畠方山林の畝数、年貢諸納物の高、公役の日数、その他作徳や暮らし方などを取り調べることから、小前百姓の手元、諸事の厚薄を考え、差略する様に」と指示しており、ついで、

「村中に田畠少く、子供多勢にて貧窮、耕作相成り兼ね候者これあるべきに付き、その村庄屋村役人は勿論、大庄屋厚く評儀いたし、難民取り続き方として手段いたすべく候。  
孤独者併びに虚弱或は病身者、後家、孀、又は親代に田畠売り放し、困窮にて農業相成り兼ね候者これあるべく……年々御救米下し置かれ候えども、農業取り続き候ほどの御手当は届かせられず候段は、深く相心得、追々農業相続いたし候様丹精いたすべく候。

村々二三男へ田畠内證分け、耕作いたし候につき、その次第取り調べ、役所へ差し出すべく候。  
山林、野地、空地見立て、毎年地味相応の樹木、軒別に、時節失せず植え付け、挿し木等いたし、山方役所へ申し届くべし。」

などと指示している。この勧農書には農民全員が請け印を押し、役所に差し出した。翌天保十二年（一八四一）二月には、各村ごとに「春勧農調帳」が作製され、

「何兵衛

家内四人

一、牛毛疋

一、高八石壹斗三升五合

此上納米四石八斗八升壹合

但本途、役米、繼方

内御救当引残 平均六ツ

一、米五斗四升 御年貢不足

メ 五石四斗弐升壹合

但

田四斗八升壹合

此出来米五石壹斗

差引 三斗弐升壹合 不足

烟壹斗四升五合壹

此出来穀

大麦	六斗
裸麦	六斗
小麦	四斗五升
大豆	三斗
粟	三斗
小豆	五升
餅	壹斗五升
菜種子	弐斗

一、雜木山三ヶ所  
諸荷 拾弐荷  
葛麦 壱斗五升

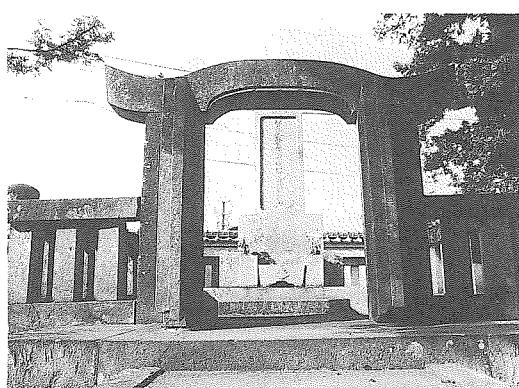
各家毎に、右のように書き分けてあり、一家の経営内容がよく分かるようになつてゐた。「節儉方」の仕法で、これまで日銭寸志取り立ての都合で実施されてゐた五軒組が、本来の五人組に返ることにもなつた。

長和の急逝と長国相続 長和は、天保十一年（一八四〇）九月になつ

て恒例の長崎巡察に赴いたが、持病の脚疾

が悪化して、十月二十二日急逝した。享年十九歳。「在邑中親く封内を巡視し、臣庶の窮乏の者を撫し偏に心を国事に委し、数年ならずして稍治績を効さんとす、惜哉、天年を假さず、不幸にして夭す、没後猶その徳を称す」と（『小笠原家御系図』）。唐津近松寺に葬る。おくり号は祥鳳院殿前佐州太守瑞巖宗輝大居士。

長和の家督を相続した長国は、通称賢之進、信州松本城主松平丹波守光庸の次男として、文政七年（一八二四）七月の生まれ、天保十二年閏正月、長和の養子となり、二月二十三日長和の死を発表した。四月五日家督相続し、十二月十六日の定期叙爵で從五位下佐渡守に任官した。天保十三年四月十二日に初の御国入りをした。



小笠原長和の墓（唐津市近松寺境内）

## 十五 御主意楮の植え付け

天保十二年（一八四二）十月、領内の大庄屋が家老宅に呼び寄せられ、掛けの郡代から次のような依頼がなされた。

力呼びかけ

「……兼々一統承知の通り、勝手向き連年御不如意の処へ御巡見御入り込み、且つまた西の丸御

焼失に付き御手伝金莫大の御入用これあり、御拠なく天保七年以来別て難渋の郡中へ兩度の御手伝い仰せ付けられ、右郡中の助成を以て、兩度の御公務も御滞なく済せなされ、……」

「……余産を以て御取り続き成されるより外の御手段もこれなく、諸木植え付けの儀思召し立たれ候中に

も、まず楮の所用立ち能く候ゆえ何卒楮植え付け……御先君様當正月御遠行遊ばされ……就ては……御

入り込みの御大礼と御吉凶打ち混じ、江戸御在所の御物入り少なからず」

ということで、翌天保十三年から三カ年の間に楮百万本の植え付けを内容とした「御主意楮」の仕法が示され、城下近辺の御用地や空き地では油桐、櫟の植え付けが、家老、用人以下鍬鎌を持つて実施された。（『御主意楮植附方一件』）

楮植え付けは弘化（一八四四）からようだが、初年度三十万本の苗の仕込みから始まつた。内十万本は上方苗で、二十万本は地苗を調達して領内の村々に植え付けを割り当てた。三カ年に百万本を植え付け、六年後には八万貫の楮を、年々供出できるようにした。計画としては、初年度の初鎌入れで、楮一本につき千し楮三匁とし、二年目に十匁、三年目二十匁、四年目四十匁、五年目八十匁、六年目百匁とし、六年目に、楮一本から百匁の干し楮が収納できるとする。百万本で十万貫となるが、二万貫の目減りを予想したものらしい。「御主意楮」仕法完了の後は、「八万貫楮」と「御主意楮」が、唐津藩紙方の基礎となつた。「八万貫楮」の請け負いは天保五年（一八四四）の事であつたが、領内の村々は総高八万貫の楮供出に請け書を出して引き受けた。「御主意楮」も請負高は八万貫だが、前者と区別するために、そのように呼ばれた。もちろん実績には変動があつた。

「御主意楮」の植え付けに関しては藩当局側からの強い要望もあることから、各組大庄屋間では積極的に協力する立場をとり、協議を重ね、初年度の植え付け三十万本に対し、天保十二年（一八四二）十一月十七日評議の結果、次の通り各組に割り当てをした。

これをみると、畑、林野の面積、農家の家数を基に苗植え付けの本数を割り出しているよう、当時の組数二十組のうち、一番多く割り当てられたのが入野組の三万二千九百八十二本、次が名古屋組の二万五千六百三十四本、三番目に佐志組の二万四千二百八十本、今村組（旧植賀村区域）が四番目で二万三千百十五本となつていて多い方。有浦組（旧有浦村区域）は馬部組と同数の八千二百八十本となつていた。

「御主意植付楮割合帳

天保十二年 卯十一月

一、楮 四千武百九本	唐 津 組
一、同 一万四千九百三拾九本	和多田 組
一、同 二万六百六拾六本	鏡 組
一、同 壱万三千三百八拾六本	久 里 組
一、同 壱万五千九百五本	相 知 組
一、同 壱万三千三百八拾七本	井手野 組
一、同 壱万五千九百五本	畠河内 組

一、同 壱万八百本	黒川組
一、同 八千六百四拾三本	板木組
一、同 八千五百九拾本	切木組
一、同 三万弐千九百八拾弐本	入野組
一、同 三万弐千九百八拾弐本	有浦組
一、同 壱万九千七拾九本	今村組
一、同 壱万三千百拾五本	赤木組
一、同 壱万三千百拾五本	打上組
一、同 八千弐百八拾本	馬部組
一、同 弐万四千弐百八拾本	佐志組
一、同 七千弐百四拾五本	神田組
一、同 壱万千六百弐拾七本	徳須恵組
一、同 弐万五千六百三拾四本	名古屋組

△「三拾万本」（御主意楮植附方一件）

製紙に必要な楮の量は、半紙一丸に付き楮二十七貫、白保一丸につき十六貫であった。

「御主意楮」植え付け仕法の思いつきとして、藩の言い分には、文政十年（一八二七）の御趣法方実施以来天保十年までの十二カ年間、郷方からは年貢、運上以外の負担として、おおよそ三万六千両を拠出しており、これは毎年三千両ずつの税外負担になるが、それでも藩では、暮し向きが不足がちで容易でない。さらに年三千両拠出の



楮の植え付けを割り当てた「御主意楮植付方件」帳。  
小友村(呼子町小友)庄屋山下熊太郎が書いた記録

心構えで百万本楮の植え付けには協力して欲しいと述べている。

夫食米預託と難  
天保十二、十三、十四年は、いわゆる「天保改革」のころで、村方疲弊の一因として村人用の  
民救済御用金  
取り立てが指摘されているが、十二年閏正月には、藩当局から「村々年中諸掛り入用調べ、例  
年四月人別改めの節小前へ読み聞かせ候様、總て継方諸入用委細に取り調べの上、その村名頭、  
惣代の者に渡し、農間を見合させ、小前總体へ見せておく」ことを村々の庄屋に命じた。四月には夫食米五千俵  
を村方に預け、五年間据え置いて、利息毫割で運用させ、難渋の村の救いとした。

十三年には難民御用金として、郷方から千百四十両が調達され、内三百両は難二十六カ村へ差略拝借が許され、残八百四十両は小前の難渋者へ軒数割りで貸し出された。拠出された御用金は十カ年で返済の計画であった。この年、諸職人の賃錢を二割方下げる事が命ぜられた（『入野庄屋文書』・『大庄屋一統評議書』）。弘化二年（一八四五）には町方に出稼ぎの奉公人に帰村が命ぜられたが、町の大年寄から帰村、帰農されても町方が難渋すると苦情がでて、徹底しなかつた。村方疲弊の一因には人口の流出、即ち農業従事者の絶対的不足があつた。

## 十六 宗門、人別改めの変更

唐津藩、長崎警備に  
天保十五年（十二月二日弘化と改元）七月二日、オランダ軍艦が長崎に入港、使節コープス  
は国書を幕府に呈して開国を勧めた。オランダは通商許容の国ではあるが、国交のある国  
ではなく、兵員三百二十二人搭載の正式軍艦の入港は容易なことではなかつた。軍艦は二カ月ほど長崎港に泊つたが、その間、九州の大名は兵を長崎に送つて警備を固めた。長崎警備觀察の大任を負う唐津藩も、唐津、長崎  
間を往来し、長崎奉行を助けて、出兵諸大名との連絡調整に努めた。十二月になつて、オランダ国使節対応一件  
で、幕閣から慰労の言葉を受けたが、同時に江戸城本丸の造営費として三千両を拠出することになつた。

弘化二年（一八四五）にはイギリス、三年にはフランスの艦船が長崎を訪れ、唐津藩の長崎出費も多くなつた。

### 宗門、人別改め

弘化三年三月、これまでの宗門改めが、血判改めから絵板踏み、すなわち踏絵改めに変わつた。

そして、従来宗門帳と人別帳とは別個に調整され、宗門改めと人別改めとは別個に行われていたが、この時から一緒に行われることになつた。宗門改めの簡易化に喜んだ領民は御礼として、郡中から千五百両の献納を決めた。

唐津藩の宗門改め、人別改めの実情は、これまで初春の二月、先改めとして宗旨方の下役が、庄屋元に十三歳以上の男女を呼び寄せ、血判を取つたうえに黒印を押させて、宗門を確かめた。三月には大判といつて、宗旨方の奉行が大庄屋元に出張し、組内村々の家主を呼び寄せ、先改めの内容に相違ない旨の血判を押させて確かめた。

四月になると、人別改めとして十五歳から六十歳までの男女を大庄屋元に呼び寄せ、その組の受け持ち代官が出張して、人口の数と質を確かめた。そのうえで毎月人口の異動を代官役所に報告させた。

宗門改めは、寺社奉行が兼任する宗旨方の管轄であり、人別改めは代官役所の管轄であつた。

宗門改めの起りについて、「……天草騒乱の末、天草はその砌<sup>みさき</sup>御料に相成り、元御一領の訳故か、当御城付きの所斗<sup>ばか</sup>り嚴重改め方相残り、難渋に存じ居り奉り候……」と伝え、人別改めについては、「……大久保様唐津御在城の節、御苛政の由にて堪え兼ね離散仕候者まま御座候て、村々人別の増減も相分らぬ次第に至り、その頃より御改め相始る……」と伝える。（『岸田文書』）「宗門改黒印改願」

絵板踏みに使用された絵板は、長崎奉行所から貸し出されたものであるが、万延元年（一八六〇）、奉行所は貸し出しを中止したので、今さら血判改めにかかるわけにもいかず、黒印のみの改めとなつた。しかしそれも先改めとして、十三歳以上の男女を庄屋元に呼び寄せてのうえであつたが、「御領中昨年柄、作並も宜しからず、殊に

諸色高直<sup>かね</sup>にては難渋の次第<sup>じ</sup>」が御聴に達し、大判に準じた家主のみを大庄屋元に呼び寄せ、黒印にて改めを行い、家内帳付けの者は改めを免除した。また、宗門改め帳と人別帳の別仕立ては、管轄も違うのでやむをえまい、といふことであつたが、これは絵板踏みのときと同様に、両役所をかねて一帳にすることを許し、廢藩時まで続いた。

### 十七 炭方役所の設置

唐津藩における石炭採掘の事業は、土井時代末期の、宝暦（一七五一）前後までさかのぼれるのは間違いないようだが、しかし、天明七年（一七八七）から文化二年（一八〇五）までの、水野時代の、藩による石炭仕法の史料以後はしばらく史料が途絶え、文政（一八一八）になつて、「……御領分石炭これある村々へ筑前の者召し連れ、罷越し……石炭掘らせ候間、その旨相心得候様……」と代官役所からの触れ書が出された。

**岸山村が石**　徳須恵組の岸山村にあつたようだ。天保十一年（一八四〇）と年号のある「御用石炭山一件」という

**炭の主産地**　記録があり、これには「地方御役所支配」とある。これによると、岸山村に十二ヶ所の石炭山があり、生石二百二十五万斤ほど、焼石四百五十俵ほどを生産していた。さらに天保十二年には生石五百四十四万五千斤、焼石二千二百四十俵と急増していた。

注 生石=石炭のこと。

焼石=ガラのこと。

天保十三年五月二日、満島村に炭方役所が開設され、「石炭山の儀、当役所に御任せに相成候故、以来役料、村益、元方石代当役所より相渡す」と掛りの役人から口達があつた。また、口上覚（『名古屋庄屋文書』）として、「一、役所を満島に設けることで不都合はないか。

一、村益、役料、ほか地賃の儀は、通帳を以て受け取ること。

一、これまで問屋を通じて、石當てに借用して来たが、以来は借用および返済ともに元方と直接に取り決める。

一、元方仕切りについては、元方申し出次第、これ迄の、問屋方振り合いを以て取り計らう。」と伝えた。

天保十三年（一八四二）の岸山村の生産高は、生石炭千百六十三万五千斤、焼石炭六千四百七十一俵であつた。翌十四年閏九月には、岸山村字大門の門作山が御手山となつた。門作山は掘り子三十三人の規模であつた。弘化元年（一八四四）十二月には、石炭掛りの大庄屋以下下請けに至るまでの、石炭方に功績のあつた五十二人に對し、総額四十六両三分が賞として与えられた。大庄屋は相知、徳須恵、入野、黒川。庄屋は佐里、梶山、満島、竹有、瓜ヶ坂、久保、稗田、岸山、畠島、高串浦分、田野、星賀、満越、牟田部、中山、晴氣浦、菖津浦、牟形、鶴牧であり、満島を除いて、いずれも石炭山のある村であつた（『史淵』八十二号。榎垣元吉氏論文）。牟形ではこれにより、すでに石炭が掘られていたことがわかる。（第六節唐津藩の産業 第四項石炭の項参照）

注 御手山＝藩直営の鉱山。

長崎県時代の明治十四年に作成された『鉱山沿革調』によると、もつとも開坑の時期の早いのが寛政四年（一七九二）の相知村石炭山である。その販路については、「発見の際は塩浜、鍛冶工あるいは風呂屋用の為、肥前国満島港石炭問屋へ販売、その後安政六年（一八五九）頃より内外國汽船或は諸職工場用の為、長崎或は満島問屋へ販売」とある。水野時代の「石炭仕法」には、筑前表への積み出しと、代錢取り集めについて記載されている。

紙方と並んで、唐津藩の重要な産業であった石炭の產出高は、元治元年（一八六四）から明治元年（一八六八）までの平均で二千九百四十六万九千七斤二合であつた。

## 十八 小笠原長行

長行不遇

天保四年（一八三三）の、長泰引退の時、當時十二歳だった行若こと長行を、十五歳以上になると偽つて、後嗣に立てようと思ふた家老たちは策動したが、すでに遺腹の子として幕府には知られていたので、十歳としてしか通用せず、そのため、一族の長門守長垣（長昌の兄）の実子と称して、養嗣子とすることも考えていた。しかしこの方法も無理があつて、結局は不発に終わった。

長泰の養嗣子となつた長会は天保七年（一八三五）、二十六歳で没したが、長会の養嗣子となる候補の顔ぶれには、長行の名は全く出なかつた。養嗣子となつた長和は、長行と同じく文政五年の生まれであつた。長和の養嗣子が長国。

小笠原長行は天保十三年、二十一歳で唐津を離れ、江戸深川高橋の藩邸に入り、當時の碩学にも接することができるようになつた。江戸に移つて十五年目の安政四年（一八五七）九月二十一日、三十六歳で長国の養嗣子となつた。長行は初め長会また長若。通称を行若、後、敬七郎といふ。長行と称したのは養子になつてから。初めナガノブと読み、後にナガミチと唱えた。安政四年十二月十六日、図書頭に叙爵した。

養子としての幕府への届けは、小笠原茂手木二男敬

七郎、このたび一門に引き直すと届け、ついで養子の段取りとした。茂手木は、小笠原修理（長昌の弟）の婿



晩年の小笠原壹岐守長行

養子である。肥後宇土の城主細川定良の二男で監物といつた。

長行は、長国の大名として安政五年四月から文久元年（一八六一）四月までの三カ年間、唐津に在城して藩政を執つた。文久二年七月には奏者番、同年八月には若年寄、同九月には老中格、後老中となり、生麦事件や長州征伐、また率兵上京などで活躍した幕末政界の、一方の雄であった。慶應四年（九月八日明治の改元）二月、藩主長国名で、

「嫡子壱岐守（長行）、部屋住より至重の御役命せられ、格別賢顧を蒙り、私に於いても有難き仕合に存じ奉り候。然る處、先年大病相煩い候後、種々接養の道をも相尽させ候えども氣力相衰え、精神も隨て疎く、健志のみ相募り、何分にも以前に復し兼ね、家事さへ不行届の次第、当節柄とても御奉公仕らせ候儀相成り難く、余儀なく嫡子を廃し、厄介に仕り度、相続の儀は追て相撰び、願い奉り候」と廃嫡の届が出され、やがて東北に亡命した。

明治二年四月、長行は再び東京に戻り、米国へ亡命したと偽つて湯島に潜伏、同五年七月、帰國と自訴して駒込動坂に移り、同年八月、太政官特命で罪を許された。以後文筆を友として余世を送つた。同十三年六月、従四位に叙せられ、二十四年（一八九二）一月二十二日、八十歳で卒した。（『松浦史』）

湯島に潜伏中は『夢棲』と号したが、唐津在藩中は『明山』と号していた。名勝鏡山にあやかり、藩政にたいしては鏡のようにならかにとの願いから号したという。安政五年（一八五八）四月から文久元年（一八六一）四月まで三カ年間、唐津藩政に携わつたが、その間、善行者の褒賞、検見の弊風改革、生活節儉箇条示達、土民救済などを行ひ、短い期間だつたが領民に親しまれ、名君と仰がれた。

### 十九 俵物の請け負い

「近來、煎海鼠を初め、出方相劣り、長崎会所仕入方差し支え候に付き」ということで、幕府の勘定所普請役が長崎俵物会所の役人を案内として北部九州の沿海部を、取り締まりのため巡回してきたのは嘉永二年（一八四九）の暮れから三年にかけてのことであつた。

**仮屋浦の俵物下請** 俵物とは煎海鼠、干鮑、鱗鰭の三品であつて、中国から渡来する薬種などの代物として幕人の松屋良左衛門

の『俵物請方』と称して、八人の商人に依頼していた集荷を廃止して「俵物役所」を設け、俵物の直仕入れを始めた。俵物役所の各地域の出張先は、唐津の場合、藩の浦奉行、浦方勘定、俵物掛り大庄屋がいて、その監督のもとで実務を取り扱う下請けがいた。この下請け人は仮屋浦の松屋良左衛門であつた。

天明五年、唐津藩に割り当てられた俵物の請け負い高は、煎海鼠六千百三十斤、干鮑二千斤。鱗鰭については、請け負い高は定められていないようであつた。

寛政十一年（一七九九）四月、日田代官羽倉権九郎が俵物稼ぎの現況を観察に回ってきた折、煎海鼠を二千斤、干鮑を二千斤、請け負い高を追加した。その後にも、たびたび普請役（幕府の勘定方役人）の巡回があつて、若干追加された様子で、安政年中（一八五四）の記録では、煎海鼠の請け負い高が一万百七十七斤、最高が高串浦の千五百斤から、最低馬渡島の五斤と、満島を除いた全浦島に及んでいた。干鮑の請け負い高は、五千斤。これは千八百三十斤の呼子海士分から、八十五斤の駄竹浦までの五浦。海士分のある漁浦は、湊、名古屋と呼子だけ。ほかの仮屋、駄竹の二浦には海士はないが、舟の上から鮑鉢を使つて捕つていた。（『岸田文書』・『俵物一件』）

請け負い高の長崎買い上げ価格は、煎海鼠で一斤につき、上二百四十文、中二百三十五文、下二百三十文。干

鮑は一斤について銀二匁二分となっていた。請け負い高を全額供出した場合の代金はおよそ五百二十四両ほどだつた。鱻鰯についても買い上げ値段一斤につき百三十文替えとあるが、請け負い高はわかつてない。

俵物の買い上げについて、はじめ俵物役所の前貸し銀として、前年の俵物売り上げ代銀の三分が渡され、ついで藩の浦方役所から、俵物役所の前貸金に割り増しとして、不足する分が加えられた。そのうえで、その年の十一月中には、俵物掛りの大庄屋に渡され、直ちに浦々に割り渡されて、翌年の三月末になつて、出来上がつた煎海鼠が取り立てられた。もし煎海鼠が割り渡しの前渡金に不足すれば六月になつて勘定を行うときに厳重に問い合わせたが、前渡金を返すことにならぬよう言い付けていた。

これより前、十一月の初めに浦方手代と下請けの松屋良左衛門が浦島を回つて、その浦島の請け負い高を人別割り付けするため小前（漁夫）を呼び出し協議した。

正月下旬、浦方組頭、同手代、下請けの良左衛門が同道で浦島を訪れ、海鼠の取り揚げ高を調べ、割り付けを決定した。

二月下旬にも浦奉行、浦方勘定、俵物掛り大庄屋、下請け良左衛門が浦島を訪れ、取り揚げ高を確かめ、出し増しの者には褒美銀を出し、なお總浦島の出し高も勘定して、出し不足があれば増し割り付けを行い、割り付け高が達成できるように、世話をした。

干鮑については特に記録はない。煎海鼠に準じたか、あるいは改めて説明を要しないほどに簡単な手続きであったのか不明。

## 二十 嘉永の仕法方さまざま

嘉永六年（一八五三）七月、「郡中難渋に付き、仕法方諸産物買ひ集め、売り払い、その益錢残らず郡中へ下さ

れ候に付き何品に限らず申し出候様」として、唐津、神田、佐志、畠川内の大庄屋が掛け役を命ぜられた。対象とされた産物は、蠟、砥石、棕櫚皮、赤土、菜種子、椿の実などで、その他にも心付いた物があれば申し出るようとに希望した。この種の試みは文政（一八一八）の始めから、たびたび実施されており、仕法方役所といつたものが設置されていたらしく、その実績は不明である。この嘉永の仕法では、その品目に新しいものがある。棕櫚皮は、天保年間（一八三〇）の諸木植え付けにより、村々の畠の隅に植え込まれた棕櫚の生長によるものか。天保の諸木植え付けは松、杉をはじめ、楮、櫨はもちろん、油桐、棕櫚、藍、甘蔗、紅花にまで及んでいた。

安政五年（一八五八）、仕法役所は郷方の富裕の者から千両の資金を調達して櫨実仕組を計画し諸浦村に蠟板場があつた。中山、諸浦の両村と海士町にあつた蠟板場を吸收、安政六年には白蠟製造を始めたが、実績は不明。この櫨実仕法は、文政（一八一八）の国益方でも試みられており、櫨は楮と同様、安政三年（一八五六）の記録で十二万三千二百六十斤余、金額にして二千九百四十三貫六百五十文とある。櫨実から蠟を搾り取る歩どまりは十五%といわれるが、一万八千五百斤近い生蠟が生産されていた。生蠟一斤の相場は銀三前後だから約九百両ほどになる。もつとも、安政八年には櫨実買ひ入れ方が仕法方から地方役所に替わるので、その製品化がどれほど行われたか分からぬ。甘蔗は享和年中（一八〇一）に初めて栽培が奨励されたがものにならず、安政二年（一八五五）二月には金谷に製糖工場が設立され、甘蔗を買ひ入れた。

玄海町内から 安政二年には、大地震による江戸藩邸の破壊を普請するため、郷方へ一万両の御用金調達が命ぜられましたが、安政二年十月から三年三月にかけて五千八百二十一両余が郷方から納入された。最高も御用金拠出

ら安政二年（一八五五）七月十八日から二十日にかけ、異国船数隻が唐津領沖をめぐり、陸上の反応をうかがうようにして南下していく。その情報に緊張した藩当局は家老以下百十二人を呼子に派遣し、厳重な警戒体制をとつた。派遣された藩士の編成は、郡代一組、物頭一組、大筒方八人、平土五人が戦鬪要員で、計六十数人。ほかは非戦鬪員。藩の軍事組織は山鹿流による古い形式で、動員数は何百、何千といつても、上級の侍は、上下三人とか五人とかいった程度、供の者までも含まれていた。

二十一 安政の黒船騒動

赤子救和  
赤子救和というのは農村人口の減少を止めるため、間引きを厳禁し、生活困窮者に対しては赤子養育米制度という一種の社会事業を行い、年間米一俵から三俵を支給していたことをいう。天保四年（一八三三）「赤子方」を設けて「赤子養育取締仕法」をつくった。なお、土井氏の藩政時代にも貧乏な家庭の子が三歳になるまで、三俵の赤子養育米を支給していた。（『佐賀県の歴史』）

**注** 差上切 = 寄付のことを丁寧にいつた言葉。やりっぱなしの意。

五両が“差上切”となつていた。

十カ年で掛け戻された。両全講によつて調達された資金は、藩入れ用の資金として使われたが、いっぽう文久元年（一八六一）に実施された米六千俵の町方及び郷方に対する御救米の資金にも使われたものと思われる。この種の講の盛り立てとしては、嘉永元年（一八四八）の赤子御救和元講でも千二百四十九両が調達され、うち八百六十両が「差上切」となつていた。

客を納入した者は名古屋の山口久右衛門が御手伝い 御信入れの同名前で千百両 同七百両の前日喜  
藏、谷口惣次郎がおり、諸浦の川添治兵衛も三百両を拠出した。このほか玄海町内では、御手伝い金名目で、山  
崎重左衛門（藤平）二十両、山口源三郎（仮屋）二十両、八島米作（今村）十五両、山口勘介（仮屋）十五両、古館  
直四郎（植賀河内）十三両、常五郎（諸浦）十二両、寺田吉兵衛（牟形）十両、吉田民作（浜野浦）十両、松尾平作  
(仮屋) 十両、松尾平治（仮屋）十両などがあった。（安政四年、名古屋組大庄屋・松尾榮調べの「御手伝金拾両以上の番  
付表」による）



唐津藩御用金上納者番付表

黒船騒動の後、海岸防備の御台場建設が幕命によつて実施され、唐津藩には長崎奉行が安政四年七月、実施の状況を視察に訪れた。唐津藩の大砲台場は十六カ所十七台場、しかし、台場は文字通りの台場だけで大砲そのものは配置されていなかつた。

コレラ流行、安政五年（一八五八）六月には長崎で流行したコレラが、呼子浦から領内に侵入し、多数の犠牲者を出し、八月に入ると、西北の空に無気味な慧星<sup>すいせい</sup>が夜毎に現われて、人々は不吉な予感におののき、

異国船入港 寝食にもつけぬ有様があつたといふ。そして万延元年（一八六〇）八月十六日には、イギリスの軍艦一隻が呼子浦へ入港。十月十九日にはフランス船が同じく呼子浦へ入港、異人四十人程が上陸して、土地の若者ともめごとを起こした。異人の上陸はこれが初めてのことであつた。さらにその月の二十三日には、名護屋浦へ異国の蒸氣船一隻が入港したが、イギリス人の乗組員が百五十人ほど、他に日本人が二人、これは水先案内として乗船していた。この船は正式の軍艦と思われた。

赤木農兵隊配置 文久元年（一八六一）七月になつて、呼子浦防衛のため赤木村（鎮西町）に農兵が取り立てられなかつた。

その内の三人は常備の城下足軽の子弟、一人は神官、一人は陰陽師の子弟、二人は呼子番人、これは郷足軽のうち。残りの八人は和多田、鏡、畠津、中原、小麦原の郷足軽の子弟であつた。郷足軽の組を郷組と呼ぶので、一般には「丸田郷組」とも呼ばれた。赤木農兵隊は、後に呼子警衛所となつた。東には鏡警衛所があつて、この方は郷足軽六十人ほどの強力な集團であつた。

## 一二二 小笠原長行、藩政を見る

藩主長國の名代として、安政五年（一八五八）四月十一日、十七年ぶりに唐津城に入った小笠原図書頭長行は當時三十六歳。江戸にて有名な儒者の藤田東湖・松田迂仙・安井息軒らと交つた知識と新進さで藩政に当つた。

### 藩士の俸給復活

まず安政二年以来減額していた藩士の俸禄二割引きを免除して藩士を喜ばせ、十二月には三ノ丸の練兵場で江戸から連れてきた従臣に西洋流の兵式調練をさせて在藩の士人に見せ、古兵法が時勢に適せないことを示した。

安政六年十一月の藩主恒例の長崎

治国要領三件 巡視の折にはその旅上で「治国要

領三件」を認め、自分の藩治の心構えを定めた。

治国要領三件というのは、

一、誠実を旨とし、浮華を去れ。

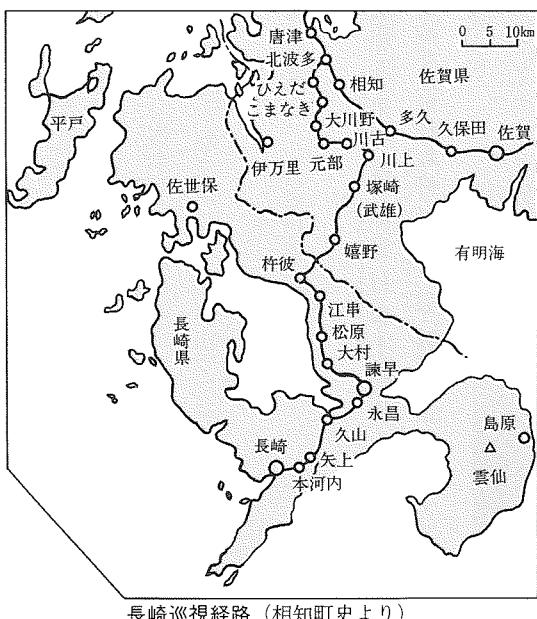
一、賢才を登用し、妬み心を捨てよ。

一、廉恥を尊び、遊惰を戒しむ。

という人の上に立つ者の心得であり、常住坐臥<sup>ざま</sup>がの間にも藩治に心掛けていた。

さらに老人、孝子、節婦、篤学者を褒賞

したり、領民に対しては藩政の善悪について遠慮なく意見や希望などを書き、目安箱へ投



書を促して民意を藩政に実現させようと図った。

「大小庄屋役前<sup>は</sup>者勿論、其外心付之次第、何事に不寄、有無共<sup>ニ</sup>姓名月日明白<sup>ニ</sup>相記シ、当月限り目案<sup>ニ</sup>箱<sup>ニ</sup>差出可<sup>申</sup>候。尚又小前之者<sup>茂</sup>も同様差出可<sup>申</sup>候。……此段相心得、両郷村々江<sup>モ</sup>れざるようも<sup>うじとらすべく</sup>申通候。以上

申<sup>さる</sup>(安政七年<sup>ニ</sup>万延元年<sup>ニ</sup>一八六〇)

十月五日

御代官役所

月番大庄屋中

これに対し大串新田庄屋は

「右之通御触達<sup>よみつだつし</sup>ニ相成候<sup>こなつき</sup>付左之通同廿九日、目案箱<sup>ニ</sup>差出申候。以<sup>かきつけもつてもうしあげ</sup>書付申上候事。

一、大小庄屋役儀勤向其外不寄何事心付之次第委細申上候様被仰付奉<sup>おうせつけられおそれなまつり</sup>畏候。

私儀一村壱軒<sup>二面</sup>庄屋相勤居諸用向大切<sup>おほめおき</sup>二

相勤候外心付申上候儀無御座候。

此段申上候。以上

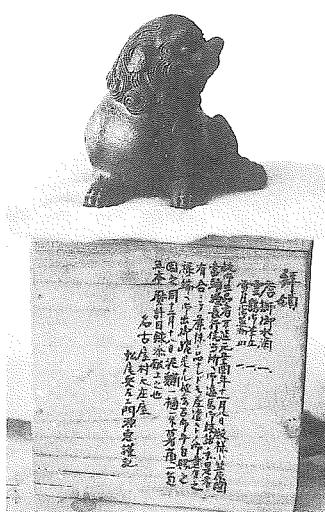
十月廿九日

大串新田庄屋

伊藤新

田左衛門(『大串新田庄屋文書』)

このときの目安箱の投書は数百千通に達し、他を非難するものが多かつたが、嘉永七年(安政元年<sup>ニ</sup>一八五四)八月九日、有浦組大庄屋から名古屋組



小笠原長行が松尾兵左衛門に与えた唐津焼注水壺(山口賢実氏蔵)

大庄屋に転勤した松尾兵左衛門の、「検見の弊を述ぶる」ことが最も適切だったとして目安箱を締め切った翌月の八日、藩主名代・長行自ら名古屋組大庄屋宅に至り、賞詞と記念品(唐津焼の筆架・注水壺と菓子器)を与え褒賞した。検見の弊は有浦組時代から感知していたものであったのだろうか。

窮乏者救済 このほか、文久元年(一八六一)二月十九日には米三千俵と金百三十両を農民に、米百五十俵と金一十両を町民に与え、また別に米三千俵を農民に、百五十俵を町民に貸与して年賦で返納させることにした。

大砲鑄造 郎右衛門に、城下の金屋堀で大砲四門を改鋸させ、沿岸の防備を強化した。

これらの資金はすべて、長行の内帑金から支出していたので、その善政に感じた城下の富商山内小兵衛は金百両を献じ、また名古屋村の山口久右衛門の献金、その他富豪からの献金も多く、これを嘉納して窮乏者の救済資金とした。

また医学校の振作、唐津焼の再興にも努力した。(『東松浦郡史』・『相知町史』ほか)

### 二十三 長州征伐と唐津藩

唐津藩、小倉へ出兵 長州征伐は、長州藩が禁門の変で皇居の一部を犯したとの理由で、長州藩追討(第一回長州

中沢務を大将に、砲隊二十人、平士二十騎、足輕二十六人、ほか二百五十人を小倉まで出陣させ、黒田藩、佐賀藩で編成された下関攻撃の第二番手に援兵となるはずであった。第一番手は、細川、奥平、小倉の諸藩とその支藩で編成された。その後、編成替えがあつて、第二番手の援兵となることを免ぜられ、九月十五日には唐津に引

き揚げるよう命ぜられて、十九日から二十日にかけて唐津に帰った。

十月二十一日、編成替えで今度は、小倉藩と一手となり、援兵でなく主力として、海路下関から長府、清末を攻略、ついで山口を突くことが命ぜられ、十一月三日、家老中沢務、番頭山口甚右衛門、平士、銃士を引率して唐津を出発、七日には藩主長国をはじめ総督百束九郎右衛門が出発、その余は九日から十一日にかけて出陣し、十五日小倉樹木御茶屋に着陣した。総人数二千百人、他に御船手も従軍した。ところが十一月十一日には、長州藩家老三人が切腹して責任をとり、藩主が謝罪したので、翌年の一月十五日、征長軍を解散して一件落着した。

これが第一次の長州征伐で、唐津藩兵は戦うことなく、無事一月七日には唐津に凱旋した。この第一次の征長役で唐津藩が使った軍費がいくらだったか分からぬが、郷方から一万両、町方から三千両が調達されており、また草鞋一万足、三把木六千把、松明五百挺、郷夫二千人が郷方から提供された。

第二次の長州征伐は慶応二年（一八六六）六月七日に始まった。しかし唐津藩は藩としての出兵は免除された。これは当時、幕府の老中だった小笠原長行が、小倉口の最高指揮者として現地に赴いていたので、幕府老中としての従兵、護衛あるいは連絡指揮の要員として、六十八人の唐津藩士が、江戸屋敷勤めから従軍しており、唐津からも四十人の藩士が、応援に赴いていたからであった。唐津藩士は幕府の別手組として、八王子千人隊などと行動をともにした。

六月十七日、門司、田野浦に布陣した小倉藩兵を、長州軍が攻撃。七月三日には大里を襲つた。七月二十七日には赤坂、延命寺方面で肥後の細川藩兵と衝突、長州勢は細川勢に押し返されて下関へ退却した。しかし、細川藩は小笠原長行の指揮に反発し、一斉に軍を引いて熊本に引き揚げた。

長州、肥後勢が衝突し、一万余の肥後細川勢が奮戦力闘の折、応援に赴いた幕府千人組は、唐津藩士を中心とした別手組とともに出動したが、一発の砲声も発せずに秘かに小倉に引き返した。肥後・小倉勢の意図では、二十七日の勝利を契機として一気に下関まで長州兵を追い、決戦を強いることになつたが、長行はためらつて決意しなかつた。

八月一日、長行は突然、小倉開善寺の本堂裏門から秘かに小船で脱出し、小倉沖に停泊中の幕府軍艦に搭乗して長崎に向かつた。あとに取り残された小倉藩兵は、長行の行動を、敵前逃亡と非難した。唐津藩士は八月四、五日ごろには唐津に帰つてきただよだ。

戦後、唐津地方では、長州藩の復讐を恐れて流言がとび、神集島沖に長州奇兵隊の船が来たというので、城内、市中の者は田舎に疎開したほどであつた。

## 二十四 戊辰戦争と唐津藩

慶応三年（一八六七）十月十五日、幕府は大政を朝廷に奉還したが、朝廷側は一方的に王政に復古することを宣言した。当時大坂に退去していた幕府側は、朝廷側の一方的措置に反発し、朝廷に抗議しようと京都に迫り、鳥羽伏見の戦いとなつた。戦は一日で終わり、幕府軍は関東に退却した。これから戊辰戦争に発展する。いっぽう長崎を接收して権力を握つた薩、長、芸の諸藩有志は、幕府に老中をだした唐津藩を朝敵と指摘し、その対応に



小笠原長行のカブト (小笠原記念館)

へきえきした唐津藩は佐賀の鍋島老侯（直正）に依頼して、朝廷への恭順を願つた。

慶応四年（一八六八年）九月六日から明治元年（一八六八年）二月十一日 伊万里を出港した佐賀藩の船は  
鍋島老侯を乗せて呼子港に寄港、ここで藩主長国も同船して大坂に向かい、三月十二日上京、  
正と同船し上京

千本畠の大超寺に入つて謹慎した。五月十四日謹慎を免ぜられ、十六日に禁中宿直一番の組へ編入、同二十二日には京都市中の巡回を命ぜられ、銃隊を出して勤務についた。この間、石炭五百万斤を軍防局に献納した。このころ、唐津石炭は軍艦燃料として高く評価されていた。(『鍋島直正公伝』)

しかし十月には新たに、府下和泉橋柵門の警備を命ぜられて、唐津藩士卒の一隊が配置された。このように、朝廷側についた唐津藩は、戊辰戦争の時期、討幕軍出征後の留守番役として、実戦することもなく、戦役は終末に向かっていた。

小笠原長行 東北へ脱出 してゐた。長行は慶応四年二月十日付で幕府老中を罷免され江戸深川の別邸にこもつたが、征討軍の先頭が静岡付近に達し、長行の身辺には「新政府は藩主長国に厳命して長行を捕えて京都に差し出すか、または切腹させて、長州征伐以来の恨を晴そうとしている」といつた風説がしきりに起こり、いつぼう幕臣の中には、新政府との一戦を策して、長行の決起に期待するものも多く、遂に戊辰（慶応四年）の三月三日夜半、大野右仲など四、五人を従者として邸を脱出し、東北への逃避行を始めた。三月十三日ごろには旧領の棚倉に着き、近郊の温泉場に潜んで形勢をうかがい、後を追う藩士達も集つて来て、総勢十五人ばかりになつた。

勢となり、長行一行も四月七日、会津若松に移ることになった。このころ、上野の山にこもって一戦を試みた彰義隊も壊滅し、その落人もおいおい会津若松に集まつて來たが、その中に小笠原畔之助以下二十人余の唐津藩士がいた。畔之助は小笠原長泰の末子で、長行はわが子のように愛していた。

さて、会津に流れ込んだ唐津藩士は計四十一人となり、若松城にこもつて、薩長を始めとした新政府軍と一大決戦を試みようとした。

八月二十日、薩長、大垣大村の政府軍が猪苗代方面から会津に攻め入ろうとしたので、唐津勢にも出兵の要請があつて、水野忠右衛門以下十五人が出陣、大島圭介や新選組の連中とともに母岸<sup>ほりとうげ</sup>崎で戦つたが、二十一日には総崩れとなつて、若松に退却した。この戦いで唐津藩士五人が戦死、一人が重傷を負い、後に若松城下で死亡した。北会津郡東山村字桂山の大龍寺境内には、明治五年に建てられた墓碑が残つている。

この後、吉倉郁太郎以下八人が桑名藩勢と行動を共にし、九月二十日庄内の寒河江村で佐賀・平戸藩兵と衝突し、一戦を交えて、十月三日には一同降伏したが、唐津藩士白水良次郎が戦死した。

九月二十一日の会津落城に先立ち、長行一行は仙台領の白石に脱出、それから東名浜に仮泊中の幕府軍艦に収容されて北海道に向かつた。函館の北方十里余の鷺木港に着いたのは十月二十日であつた。艦内では、



### 小笠原胖之助の墓(唐津市近松寺境内)

北海道に落ちていく兵員の編成替えが行なわれ、唐津藩士小笠原胖之助以下二十三人は新選組に編入された。そのころの新選組には近藤勇はすでになく、土方歳三が組長を勤めていた。

鶴木に上陸した幕軍は総勢三千余、二手に分かれて函館に迫った。函館は、松前、津軽藩を通じて新政府がいち早く押えていた。十月二十四日、七重村で政府軍と衝突、白兵戦で突破したが、ここで唐津藩士二人が戦死した。その一人は小笠原胖之助、小隊長格で、新選組司令員でもあった。二人の墓は七重村の宝林庵にある。

なお小笠原胖之助に対しては、唐津市近松寺の小笠原家墓地にもその墓がある。銘に享年十七歳、仮名「三好院殿瑞山良忠大居士」と刻む。明治二年四月、政府は大軍を発して、江差北方に上陸、政府軍艦も函館港に突入、五月十一日に総攻撃開始。この戦いで新選組は壊滅、唐津藩士の栗原仙之助が戦死した。その墓は函館郊外の称名寺にあるといふ。

猪苗代の母成峠（ほねりとうげ）で戦死した藩士は、水野のほか、吉倉弁三郎、市川熊雄、高須大次郎、田辺鉄三郎の五人、若松で死去したのは渡賈七之助であつた。

## 二十五 第二の虹ノ松原一揆

明治三年（一八七〇）三月十一日、久里組の農民五百人ほどが久里村の西の河原に集合して、藩から貸し付けられる飢きん年拝借米一万二千俵の組内分配について、庄屋の取り計いが不当であると糾弾したが、その日は庄屋以下、村役人の説得で、農民は解散し、藩庁への嘆願書差し出しと、その結果を待つことで落ち着いた。

ところが、久里村での農民騒動を聞きつけて、質入れ地や質流れで他人の手に渡った田畠の取り戻しを計画して、機会をうかがっていた井手野、畠川内、板木組の農民が大挙して谷を下り、十虹ノ松原へ

二日に久里村の西の河原に集合、途中の農民を扇動脅迫し、あるいは他組に使いを送つて一揆へ

の参加を促した。十三日には徳須恵、和多田、相知、久里の各組からも農民が集まり、中には石炭山の掘り子や無頼の者までもいて、その数は千人近くにもなった。集まつた者の中には、近在の酒屋に掛け合い、酒を調達していく者、いつしか遠く相知近辺までも出張つて、酒蔵を襲う者、なかには火事場泥棒的に金品をねらう者もいたが、藩の役人は、これを静観していた。十四日朝になって、集まつた一揆勢は虹ノ松原へと移動を始めた。その間にも一揆に参加する農民は刻々に増え、十五日の昼ごろには、七、八千人から一万人が参集した。

十四日の午後、郡代始め代官、手代が農民集合の現場を見回つたが、その時は農民達のときの声に圧倒され、そのまま鏡の大庄屋宅に入った。十五日には朝早く見回りにてたが、農民達は思いのほか静かに迎え、今日中には北方筋の農民も全部集合するはずだから、そのうえで嘆願書を差し上げることにすると伝えた。

十六日の朝、嘆願書を差し出したところ、郡代は願書を受け取りながら「お前達は殿様に恨みがあるのか」と尋ねると、農民の代表は「殿様には別に申し上げることはなにもないが、恨みは庄屋達にある。従つて願書を差し出しても、庄屋、代官の所で抑えられて、願いの筋が通つたことがない。それゆえ、今後は願いの筋によつては郷組の取り次ぎで、直接郡代なり、御上に申し出したい」と希望を述べた。郡代はこれを承知し、このうえは早々一揆を解散して村々に引き取るよう命じた。農民代表もこれで納得し、立ち帰ろうとしたが、考え直して引き返し、願書の趣旨が済まぬうちは引き取り難いといい、趣旨が済んだ時は即時解散することを約して、元の集合の場所へ引き返した。

十七日の早朝、家老の富田克巳以下横目と郡代両人が集合の現場に来り、「今月二十五日までは間違ひなく回答するので、含みのあるこの言葉で万事承知するように」と要請、農民側も承知して、昼前には解散した。

さて、この農民騒動を通じて、代官、手代などの役人から、願いの筋があれば、願書を出すようにとたびたび

催促されたが、農民達はただ声をあげるばかりで相手にしなかつた。そのわけは代官、手代を通じては、願いの筋が決して上に通らないことを経験的に知つていたからであつた。この時の農民の願いの筋は、庄屋に関係することが多く、大小庄屋に対する不信の念は頂点に達していたようだ。

三月十五日に差し出した嘆願書は次のとおりであつた。

「恐れ乍ら歎願し奉る口上覚

一、御領分大小の庄屋の是迄多人数に御座候処、諸掛り物多分にて甚だ難渋仕り候に付き、一万石に大庄屋壱人宛、千石に小庄屋壱人ずつ、締めて六拾六人に成され下し置かれ度願い上げ奉り候、尤も此条が第一の願いに御座候。

一、御領分中権の儀、以前の通り八万貫目相納め、御主意権の儀は御廢止成され下し置かれ度願い奉り候。

一、糀納の米一ヶ年置きに御摺り替えに相成り居り候処、問合米多分に相成り難渋仕り候に付き、以来の儀は、今年糀納め米、翌年御摺り替え下し置かれ度願い上げ奉り候。

一、御檢見の節、御出役の御方様御多人数にて雜費莫大、小前の者難渋仕り候に付き、以来御手輕の御檢見下し置かれ度願い上げ奉り候。

一、御領分中櫨御仕組の節、並相場に準じ御買い入れ下し置かれ、代錢の儀はその当人直に受け取り申し候様仰せ付けられ度願い上げ奉り候。

恐れ入り候へ共、右の条々御聞き届け下し置かれ度願い上げ奉り候はゞ、小前の者共一同有難く存じ上げ奉り、之に依り書付けを以て歎願し奉り候。以上。

明治三年（一八七〇）三月十五日

郡中一統

一揆解散後、北方筋の農民は唐津の市中を通過するに際し、土産物を買う善良な農民に混じつて、勝手に店先の商品を持ち去る者も多く、また藩からは、農民が市中を通るときは、不法なことが生じるだろうが、例えば金を払わずに品物を持ち去り、あるいは飲食することがあっても、咎めだてせず、勝手にさせておき、その被害額は、藩の方で弁済するからと、あらかじめ市中に触れが出されていた。（『鏡郷組の記録』）

## 二十六 明治の藩制改革と唐津藩の消滅

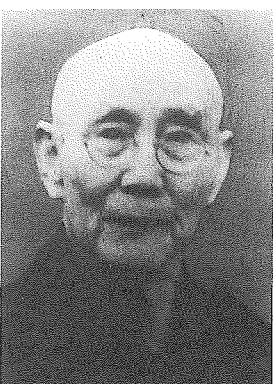
明治二年（一八六九）一月二十六日、唐津藩主の小笠原長国は政府に呼ばれて上京、二月二日に京都に着いたが、三月六日には京都を出立して東京に向かつた。六月十七日、諸藩と共に版籍を奉還。六月十九日、長国は唐津知藩事の辞令を受け中務大輔（佐渡守改め）に任せられ、八月七日、暇を賜わって帰国、九月六日唐津に着いた。石高六万石、士族総数九十四人。

### 長生を長国の養子に

唐津では、先に長行を廃嫡にして、小笠原茂手木の実子岩丸を、長国の養子としたが、長行にも実子の捨丸、すなわち後の長生がいたので、捨丸を養子に希望する者が多く、この問題で議論が沸騰していた。十月二十二日、御<sup>さかずき</sup>益以上の藩士が総

登城して養子問題で大評定があり、その結果、岩丸の養子は取り消して、別に一家を創設させることとなつた。捨丸が養子に決定したのは明治六年だつた。

十一月になると、賊軍として、東北、北海道を転戦し、庄内、函館で降伏した壯年藩士が許されて唐津に帰り、長州征伐以来沈滞した藩士の気風に刺激を与えた。



捨丸。後的小笠原長生公

## 唐津藩職制改革

明治三年（一八七〇）一月、唐津藩藩治職制及び官等相当表が発表され、大参事、小参事、大

属、小属などの職名と、その官等が定められた。また、司民局、司計局などと、事務分担が明示され、司民局には社寺廻<sup>かい</sup>、市井廻<sup>かい</sup>、運漕廻<sup>かい</sup>、地壤廻<sup>かい</sup>が属し、司計局には物産廻<sup>かい</sup>、主穀廻<sup>かい</sup>、營繕廻<sup>かい</sup>が属した。司民局の大属は旧郡代であり、権大属が郡代添役、小属が代官、局掌が手代に当たる。また司計局の大属は勘定奉行、権大属は本方、小属が賄いで、権小属が勘定組頭に相当した。また、知事は勅任、大参事、権大参事を奏任とし、小参事以下を判任とした。しかし、権小参事以上は旧制の重役に相当した。また六等官に相当の大属は奉行階級であった。

注 鹿<sup>し</sup>廻<sup>かい</sup>役所のこと。

明治三年十一月、藩制の手直しがあって、司民局、司計局などの名称が民事掛、会計掛と変わり、各局の主宰が小参事となつた。また、これまでの大庄屋は里正と改められ、庄屋は与長と改められた。さらには、小額の年貢米差し引きで諸役所に納められた茅、藁<sup>わら</sup>、繩、縄、鍛冶炭<sup>じやまく</sup>、薪などが免除され、必要の場合は代銭を払つて買い上げることとなり、あるいは全く無償で納めていた馬屋用の飼い葉、草藁なども代銭を払つて買い上げることとなつた。その他家中奉公人や役所の仲間などに、その村々から納付した尻抱錢<sup>しりかかえせん</sup>や、御林山番、遠見番なども廃止されることになった。このとき、外津浦、仮屋浦にあつた高札場も廃止された。明治四年一月には、里正は大里正、与長は里正と改称された。あわせて組、村の合併で、大里正、里正の数が減員され、その世襲制も廃止された。明治六年六月、大小区制がしかれ、今村組各村は三十大区一小区、有浦組各村は三十一一大区二小区に、切木組のうち湯野尾村は三十一一大区一小区に、座川内、田代、藤平は三十一一大区二小区に編成替えされた。

廢藩置県 明治四年（一八七一）七月十四日、廢藩置県の令が下されて、佐賀地方の各藩はすべて県と改められ、

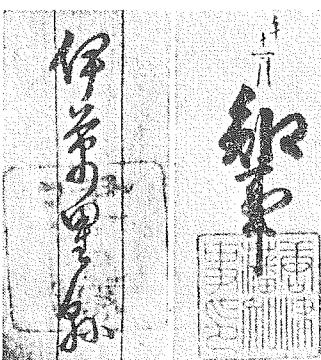
佐賀県、小城県、蓮池県、鹿島県、唐津県、嚴原県（田代、浜崎地方）、長崎県（厳木、大川野地方）となり、間もなくこれら

は皆伊万里県となるが、実質的に唐津藩の役所と役人が消滅したのは明治五年二月十二日。この日、唐津藩の「大小参事初め是迄<sup>これまで</sup>の官員残らず出仕に及ばず候段御沙汰これあり候に付、会計掛り初め諸役所、本県の官員に引き渡し相済み申し候」と伊万里県唐津出張所（大手前広場にあった）の役人に引き継がれた。

幕藩体制はくずれ、明治新政府の方針による維新政の段階に入つていったが、知藩事の下で政務をとつた大小参事などの諸役人は皆旧藩士であつたため、藩主一家臣一領民の関係は依然として残つていた。

明治四年（一八七一）四月十四日、廢藩置県の詔書が出され、知藩事小笠原長国は唐津を離れて東京で生活することになった。このとき長国は家臣に対し、離別の一文を残して去つていった。（『佐賀県史』中巻）

「去ル戊辰以来 天明歳月ヲ逐ツテ御改正コレアリ、久シカラズ郡県ノ体裁ニ相変



伊万里県印（左）と唐津藩知事印（右、明治3年）



唐津藩印

藩・県制一覧										
	基 肄	養 父	三 根	神 埼	佐 賀	小 城	西 松 浦	杵 島	藤 津	東 松 浦
天正12年			竜	造	寺	政	家			
15年	小早川隆景									
慶長4年	宗 義智									寺沢広高 (文禄4年)
12年			鍋	島	勝	茂				
										幕領 (慶安元年)
										大久保
天和3年			佐	嘉	本	藩				松平 (延宝6年)
			(蓮池藩)		(小城藩)		(鹿島藩)			主井 (元禄4年)
										水野 (宝曆12年)
										小笠原 (文化14年)
明治元年	宗 義達		鍋	島	直	大	(佐嘉本藩)			小笠原 (唐津藩)
明治2年 (最後の藩主)	(厳原藩)		鍋島直紀	(蓮池藩)	鍋島直忠	(小城藩)	鍋島直彬 (鹿島藩)			
明治4年 7月14日		厳原県	佐賀県	蓮池県	小城県	鹿島県	唐津県			
				伊万里県 (4.9.4)						
					伊万里県 (4.11.14)					
						佐賀県 (5.5.29)				
							長崎へ (諫早・神代・伊古・深堀)			
								三浦県 (9.4.18)		
									福岡県 (9.8.21)	
									長崎県 (9.8.21)	
										佐賀県 (16.5.9)
										長崎県

ズルハ覚悟ノ処、昨今迅速ニ廢藩仰セ出サレ、吾等本官ヲ免ゼラレ、来月中帰京ノ命ヲ蒙リ候。一旦東行候工バ、更ニ再会覚束ナク候。三百年來、君臣ノ情熱此度ヲ永離ト存ゼラレ候。就イテハ銘々祖宗以来ノ功勞ヘ一班ノ報ヲ致シ度ク存シ候エドモ、何分不如意、微ニ尽シ難ク候。併シナガラ、一昨年祖先ノ余沢ニテ過分ノ家祿ヲ下賜候ニ付キ、小蓄ノ資材ヲ一統ヘ配当ニ及ビ候間、後日ノ一助ニ吳レラレ、爾後斷然因襲ノ情ヲ去り、文武ヲ研キ、天明ヘ一途ニ奉仕勉励候ハバ本懐ノ至リニ候。此段出座ノ上、親シク面述ニ及ビタク候ヘドモ、痼疾相募リ、幾重ニモ起座不自由ニ付キ遺憾ナガラ書取ラ以テ、述懐ニ及ビ候。此期ニ臨ミ生別ハ死別ヨリ悲歎ト申ス諺ヲ実ニ相覚工候。書余、彼ヲ想ヒ此ヲ憶フ。意中ノ多端、深ク推察給フベク候ナリ。

辛未(明治四年)八月

從五位小笠原長國

何百年にわたり封建社会を維持してきた藩主と家臣の別離の情、そくそくとして心にしみるものがある。唐津藩はこれで体裁的にも制度的にも完全に消滅したのだつた。参考までに藩・県制一覧(『郷土史事典佐賀県』昌平社)と唐津藩主名・表石高(『佐賀県の歴史』山川出版社)を掲げた。

## 二十七 廃藩による旧藩借金の始末

藩の借金、明治制によると小藩ということになり、九州では延岡、小城、人吉、飫肥、大村の各藩が同階層。政府に引き継ぐこれに捕鯨そのほかの諸漁及び川海の船舶、商売などの雑税として二千二百五十七両、石炭益として四千六百六十八両と永八百五十文、それに紙方益が五千五百十五両と永九百七十五文の、合計八千四百四十両と永一貫八百二十五文。米に換算すると、一石七両の割で、千二百六石四升九合となり、これを現石高に加えて、計二万七千百四十石九斗二升二合が唐津藩一カ年の総収入であつた。いっぽう、藩の借金は東京、大阪、唐

**領民に金銭負担を強いて消えた小笠原藩**

一般領民は藩政時代に替わる明治維新政府の誕生を喜ぶ気風も出ていたが、その新政府から一万石の知行について一千五百両の献金を命じられ、唐津藩では町方四千両、郷方一万一千両が割り当てられ、正金、藩札の半々で納めさせられた（『中町田中家史料』<sup>11</sup>『佐賀県史』中巻）。これは、新政府に対する領民の期待を裏切る結果ともなり、明治二年三月の第二の虹ノ松原一揆の形で表面化されたものだったといつてよい。（前記）

かくして小笠原唐津藩は、棚倉以来の多大な借財を領民に転化させたほか、藩赤字財政補てんのための御伝い金、御借り入れ金名目での寄付、幕末期の長州征伐の軍費の拠出など、さまざまな形での負担を領民に課して消えていった小笠原藩でもあつた。

注 丁銭 日長銭とも書き、丁百、調百ともいう。

唐津藩の借金は円建てで計一十四万二千四十七円一錢八厘、そのうち十九万九千百七円四十七錢一厘は、天保十四年（一八四三）より以前の借金、あるいは幕府からの借金、また放棄された借金などで、総て棄て損となつた。残りの四万二千九百三十九円五十五錢七厘が公債証書で償還されることになった。また発行され、民間の手許にある七二銭札は、二十目札十六錢七厘、十匁札八錢三厘、八匁札六錢七厘、六匁札五錢、四匁札三錢三厘、二匁札一錢七厘、一匁札八厘、五分札四錢四厘、二分五厘札二厘で引き換えることになった。廢藩のころの三錢札の相場は、匁札一匁に付き丁銭<sup>12</sup>百文、丁銭は九貫六百文で一両、一両について丁銭十二貫五百文以下は、明治四年十一月の比較法で、丁銭百文は新貨八厘と定められた。

津で二十二万六千六百七十五両ほどと、無準備金で発行された七二銭札<sup>13</sup>が二十万四千七百七十両ほどあつた。藩の借金については、明治政府に引き継がれて、次のように処分された。一両一円の新円建てであつたが、金額は少し違つた。

注 現石高ともいう。領主が現実に年貢として徴収できる石高のこと。

永<sup>14</sup>永樂錢の略称。計算単位として用いられていた。

唐津藩主名と表石高

藩主名	在任年	表高 石
寺沢志摩守広高	文禄3(1594)以降	83,000
兵庫頭堅高	寛永10(1633)〃	123,000
(天領)	天保4(1647)〃	
大久保加賀守忠職	慶安1(1648)〃	83,000
加賀守忠朝	延宝1(1673)〃	〃
松平和泉守乘久	6(1678)〃	70,000
和泉守乗春	貞享4(1687)〃	〃
和泉守乗邑	元禄3(1690)〃	〃
土井周防守利益	4(1691)〃	70,000
大炊頭利実	正徳3(1713)〃	〃
大炊頭利延	元文1(1736)〃	〃
大炊頭利里	延享1(1744)〃	〃
水野和泉守忠任	宝暦12(1762)〃	60,000
左近将監鼎	安永5(1776)〃	〃
和泉守忠光	文化6(1809)〃	〃
和泉守忠邦	9(1812)〃	〃
小笠原主殿頭長昌	14(1817)〃	60,000
壱岐守長泰	文政6(1823)〃	〃
能登守長会	天保4(1833)〃	〃
佐渡守長和	7(1836)〃	〃
佐渡守長国	12(1841)〃	〃

- (1) 寺沢広高は関ヶ原の役後、天草4万石を加え、堅高は島原の乱後、天草4万石を失った。
- (2) 小笠原氏の6万石は内実5万石であった。
- (3) 小笠原壱岐守長行の長國名代は、安政5年（1858）～文久2年（1862）。